



1. 背景

パブリックコメントとは、行政機関が何らかの政策決定を行う前に、政策の案または資料を公表し、一定期間を設けて国民・住民の意見を募集し、提出意見の採否を理由とともに公表する手続きのことである。

この手続きは国から始まり、現在、34の都道府県もパブリックコメントを実施している。

現在までに、パブリックコメントの運用上の問題点や恣意性がはさむ可能性については明らかになってきた。

しかし、実際にパブリックコメントがどの程度行われ、どのような結果になっているのか。また、意見が素案にどのような影響を与えているかは明らかにされていない。

2. 目的

本研究の目的は2つある。

都道府県におけるパブリックコメントの実施状況の把握

パブリックコメントの「募集期間」「公表方法」「募集方法」「意見数」「変更数」「回答への対応を示すもの」にどのような傾向があるのかを把握すること。また、それは「都道府県別」「系統別」「条例・計画等別」による違いがあるのかを把握すること。

意見が素案に与える影響の把握 滋賀県琵琶湖レジャー条例・計画に着目して

意見が素案に与える影響として、琵琶湖レジャー条例・計画のパブリックコメントでどのような変更がされたかを把握すること。

3. 意義

都道府県におけるパブリックコメントの実施状況、意見が素案に与える影響の例を示すことで、現在のパブリックコメントの実態を把握でき、パブリックコメントの存在意義を考える参考資料となる。

4. 方法

実施状況について：インターネット

比較項目：「都道府県」「系統」「計画・条例」「募集期間」「公表方法」「提出方法」「意見数」「変更数」「回答の対応を示すもの」

比較方法：「都道府県別」「種類別」「条例・計画等別」

項目間比較：「募集期間と意見数」「変更数と意見数」

影響について：インターネット、ヒアリング（滋賀県琵琶湖レジャー担当の方）

インターネットにより、琵琶湖レジャーのパブリックコメントの背景・目的等の基礎的情報を得る。そして、どのような内容の意見が素案を変更されているかを知る。また、ヒアリングによってその変更の理由を知る。

5. 結果

5-1. 都道府県におけるパブリックコメントの実施状況

募集期間、意見数、変更数、公表方法、提出方法、回答の対応を示すものの実施状況を表1に示す。

1) 募集期間、2) 意見数、3) 変更数の共通に言えること

募集期間、意見数、変更数は系統別、条例・計画等別はあまり関係なく、都道府県別に違いがあると言える。しかし、都道府県別の傾向から離れた案件も見られることから個々の案件の特徴による違いも大きい。

1) 募集期間と2) 意見数の相関

募集期間と意見数をともに公表している697の案件に対しての相関関係を見る。

相関係数は約0.02となり、相関があるとは考えられないので、募集期間が長いと意見数が多くなるとは言えない。

しかし、募集期間が10日付近では意見数が少なく、60日以上の分布では意見数が多いとは言えない。

このことから募集期間は10日以上で、60日以下の長すぎない期間が適切かと考えられる。

2) 意見数と3) 変更数の相関

意見数と変更数をともに公表している713の案件に対しての相関関係を見る。

相関係数は約0.07となり、相関があるとは考えられないので、意見数が多いと変更数が多くなるとは言えない。

しかし、意見数の多さに関わらず変更数が10個以下である案件がほとんどを占めることから、案件の

変更数は意見数と関係なく、案件本来が変更数の上限を持っているのかもしれない。

	実施状況	平均	標準偏差	最も多い幅	特徴
1)	募集期間	28.1日	7.5日	28日以上35日未満で全体の約60%	29日、30日、31日で全体の約50%。14日、20日、21日は周りと比べ割合が高めとなる。
2)	意見数	126.5件	1557.4件	1件以上51件未満で全体の約60%	0件が全体の約10%。0件の割合が高く、5件ごとに割合がなだらかに少なくなっていく。
3)	変更数	2.6箇所	6.7箇所	0箇所ですべての約60%	0箇所の割合が飛びぬけて高く、1箇所(9%)から3箇所(3%)と半減し、後はなだらかに少なくなっていく。
4)	公表方法				ホームページへの掲載 84% 窓口配布 57%
5)	提出方法				郵便 90% 電子メール 90% ファクシミリ 88% 直接提出 1%
6)	回答の対応を示すものの				18%の案件が公表。特に、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県、は全体の50%以上の案件が回答の対応を示すものを付けている。

表1 募集期間、意見数、変更数、公表方法、提出方法、回答の対応を示すものの実施状況

4) 公表方法

本研究の情報はホームページにより収集したので、ホームページへの掲載は100%となるはずだが、84%となっている。ホームページで公表しているが記載していない案件は16%あることから、窓口配布やその他の公表方法も実際に公表はしているが、記載していない案件があると推測される。

また、窓口配布は三重県の2つの案件を除き、ホームページへの掲載を明記することが書かれていれば、窓口配布も明記されていることから、窓口配布よりホームページに掲載することの方が重要だと考えている案件が多いと考えられる。

5) 提出方法

直接提出は1%とごくわずかであったが、公表方法で「ホームページへの掲載」を公表していない案件があることから、実際に直接提出を許可している案件は多いと推測される。

5-2. 意見が素案に与える影響 滋賀県琵琶湖レジャー条例・計画に着目して

まず、琵琶湖レジャーのパブリックコメントの基本的な内容に関わる修正は、「意見が提出されたから変更したのであって、意見が出なければ変更はしなかった」とヒアリングで確認を取った。

レジャー条例・計画の実施状況は表2に示した通りである。

また、項目ごとの意見数と変更数を表3に示す。表3に変更した項目から、レジャー条例では、意見数の最も多かった外来魚の関する項目には変更はなく、別の項目に変更があった。また、レジャー計画では具体的な施策について意見数が多く、変更もあったがこの項目にのみ変更があった。

レジャー条例・計画について、インターネットによる変更内容と変更箇所の結果とヒアリングによる変更内容の変更理由の結果を表4に示す。以上の結果から次のようなことがわかった。

1) **レジャー条例・計画で共通する点：** 行政が見落としていた事実や情報の確認 より具体的に記述を行うことにより記述内容を、分かりやすくしたり、正確な内容とする

行政が見落としていた事実や情報の確認：

変更理由：「事実や情報を見落としていた、わかりやすくするため、記述が簡単であったためより正確な記述に改めた」

変更内容：条例「関係市町村から市町村」「施設を公共施設への表現の変更」

計画「ワームに含まれるフタル酸ジエチルヘキシルには環境に負荷はないと修正」「4サイクルと2サイクルについて適切な表現にする」

等という表現の変更を行うこと。

より具体的に記述を行うことにより記述内容を、分かりやすくしたり、正確な内容とする：

変更理由：「具体的に書けてなかったから」

変更内容：条例「関係事業者に情報提供の責務を追加」

計画「地域協議会に関係事業者を含める」

等という対象の変更を行うこと

2) **レジャー条例の特徴：** 条例は県の施策の最も基本となる項目であることから、レジャー条例では県の姿勢や条例の目的を明確にするためや、分かりやすくするための修正が行われている

条例は県の施策の最も基本となる項目であることから、レジャー条例では県の姿勢や条例の目的を明確にするためや、分かりやすくするための修正が行われている

変更理由：「県の姿勢や条例の目的をはっきりさせるため」

変更内容：「基本計画でバブコメすることを追加」「水鳥の生息地への配慮を追加」

3) レジャー計画の特徴： レジャー計画は、条例に基づく施策の実施計画の位置づけがあることから、記述の内容をより具体的に修正が行われている

レジャー計画は、条例に基づく施策の実施計画の位置づけがあることから、記述の内容をより具体的に修正が行われている

変更理由：「計画の性格から必要と考え追加」

変更内容：「ブイの数と看板を増やす」「指導監視活動を行うことを追加」「規則やマナーについての広報を追加」「シンポジウムの実施すると修正」「ごみの放置について厳しく取り締まると修正」

表2 レジャー条例と計画の実施状況

名称	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要	(仮称)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(案)
募集期間	2002/6/19～2002/7/18	2003/6/18～2003/7/17
	30日	30日
募集から結果までの日数	63日	55日
公表方法	ホームページ	ホームページ
提出方法	郵便	郵便
	電子メール	電子メール
	ファックス	ファックス
意見数	50411件 (22203件の意見・情報の提出があり、これを分類すると50411件の意見・情報)	637件 (県民等から384件の意見・情報の提出があり、これを項目別に分類すると673件の意見・情報)
意見項目(まとめ)	279件	132件
回答項目(まとめ)	139件	77件
施策に関係のない意見項目	39件	34件
施策に関係のない回答項目	14件	28件
施策に関係のある意見項目	279-39=240件	132-34=98件
施策に関係のある回答項目	139-14=125件	77-28=49件
変更数	12箇所	8箇所

表3-1 レジャー条例の項目ごとの意見数と変更数

項目	意見数(件)	構成比(%)	意見項目(件)	回答項目(件)	変更数(箇所)
標題(条例名)	3	-	2	1	
前文	3	-	3	1	1
第1 目的	25	-	14	6	
第2 定義	18	-	2	2	
第3 県の責務	3	-	3	3	1
第4 レジャー利用者の責務	2	-	2	1	
第5 関係事業者の責務	4	-	3	2	1
第6 基本計画の策定	4	-	3	2	2
第7 広報・啓発等	9	-	6	4	
第8 県民等の活動の促進	3	-	2	2	
第9 施設の整備	210	0.4	7	4	1
第10 調査研究					
第11 琵琶湖レジャー利用監視員の設置	5	-	5	3	
第12 プレジャーボートの航行を規制する水域	530	1.1	34	21	2
第13 プレジャーボートの航行の禁止					2
第14 停止命令					2
第15 2サイクルの原動機の使用禁止	991	2.0	30	15	
第16 プレジャーボートの操船者の守るべき事項	140	0.3	13	5	
第17 環境配慮製品の開発等	42	0.1	9	2	
第18 環境配慮製品の使用					
第19 環境配慮製品の使用の促進					
第20 外来魚の再放流の禁止	48,141	95.5	93	48	
第21 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の設置	8	-	6	2	
第22 審議会の組織等					
第23 規則への委任					
第24 罰則	4	-	3	1	
その他のご意見・情報	266	0.5	39	14	
合計	50,411	100.0	279	139	12

表 3-2 レジャー計画の項目ごとの意見数と変更数

項目	意見数 (件)	構成比 (%)	意見項目 (件)	回答項目 (件)	変更箇所 (箇所)
基本計画全体に対するご意見・情報	6	1	6	2	
「第1 基本的な考え方」関係	1	0	1	1	
「第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状と課題」関係	9	1	6	4	
「第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標」	32	5	5	3	
「第4 施策の基本方針」	0	-	0	0	
「第5 施策展開の基本方向」	241	36	80	39	8
関連するその他の施策に関するご意見・情報	6	1	5	4	
条例の規定に関するご意見・情報	378	56	29	24	
合計	673	100	132	77	8

表 4 レジャー条例・計画の変更内容と変更理由

条例

変更内容	変更理由	変更数 (箇所)
関係市町村を市町村に変更	表現の変更	指摘のとおりと考え修正
施設から公共施設へ変更		より正確な記述とするため
補助的機関の2サイクル原動機を禁止対象から除外	対象から除外する	規制の趣旨に照らし除外することが適当と考えた
前文の追加	前文の追加	条例の背景を明らかにするため
基本的計画に長期的目標の追加	長期的目標の追加	具体的に掛けていなかったから
情報提供者に関係事業者を入れると変更	対象に入れる	
水鳥の生息地への配慮を追加	パブコメすることを追加	条例の性格から必要と考え追加
基本計画でパブコメすることを追加		
工作物のへの衝突等による燃料の流出防止義務と給油に適切な方法をとることが遵守義務に修正	努力義務から遵守義務へ	各項目についての県民の認識を踏まえ修正
改造を加えたレジャーボートの航行の禁止を遵守義務に修正		
騒音・燃料流出防止を努力義務から遵守義務へ修		
2サイクル禁止の施行期日を短くすると修正	期間を短縮する	

計画

変更内容	変更理由	変更数 (箇所)
4サイクルと2サイクルについて適切な表現に修正	表現の変更	より正確な記述とするため
ワームに含まれるフタル酸ジエチルヘキシルには環境に負荷はないと修正		情報を見落としていたため
地域協議会に関係事業者を含めることを追加	対象に入れる	具体的に書けていなかったから
ブイの数と看板を増やすことを追加	具体的な内容に変更	
指導監視活動を行うことを追加		
規則やマナーについての広報を追加		
シンポジウムの実施すると修正		
ごみの放置について厳しく取り締まると修正		

6. 結論

6-1. 目的 の結論

- ・「募集期間」の平均は 28.1 日、標準偏差は 7.5、最も広い幅は 28 日以上 35 に見未満で約 60%を占める。
- ・「意見数」の平均は 126.5 件、標準偏差は 1557.4、最も広い幅は 1 件以上 51 件未満で約 60%を占める。
- ・「変更数」の平均は 2.6 箇所、標準偏差は 6.7、最も広い幅は 0 箇所で約 60%を占める。
- ・「公表方法」はホームページへの掲載が 84%、窓口配布が 57%を占める。
- ・「提出方法」は郵便、電子メール、ファクシミリのすべてが約 90%を占める。
- ・「回答の対応を示すもの」は結果を公表している全案件の 18%の案件が公表している。
- ・募集期間と意見数と変更数については、都道府県別に違いがあるが、個々の案件による違いもある。
- ・募集期間と意見数の相関関係はないので、募集期間が長くても意見数が多くなるとは言えない。
- ・意見数と変更数の相関関係はないので、意見数が多くても変更数が多くなるとは言えない。

6-2. 目的 の結論

- 1) レジャー条例・計画で共通する点： 行政が見落としていた事実や情報の確認 より具体的に記述を行うことにより記述内容を、分かりやすくしたり、正確な内容とする
- 2) レジャー条例の特徴： 条例は県の施策の最も基本となる項目であることから、レジャー条例では県の姿勢や条例の目的を明確にするためや、分かりやすくするための修正が行われている
- 3) レジャー計画の特徴： レジャー計画は、条例に基づく施策の実施計画の位置づけがあることから、記述の内容をより具体的に修正が行われている

1 . Background

A public comment is one of the procedure which a governmental agency hears that the opinions of people and residents are. A governmental agency releases the proposal or data of a policy, before performing a certain policy decision. After preparing a fixed period and inviting the opinion of people and residents, a governmental agency is a procedure which releases the adoption or rejection of a presentation opinion with a reason.

Now, after beginning from a country, as for this procedure, the all prefectures of 34 are also carrying out the public comment.

About a possibility that the problem and reliability on employment of a public comment will insert by present, it is becoming clear.

However, it is not clear public comments actually, how many public comments are performed and have brought what result. Moreover, it is not shown clearly what influence the opinion has had on the draft.

2 . Purpose

There are two purposes of this research.

1. Grasp of the enforcement situation of the public comment in all prefectures

Grasp what tendency is in the "collection period", the "official announcement method", the "collection method", the "number of opinions", the "number of change", and "the thing which shows the correspondence to a reply" of a public comment. Moreover, grasp whether it has the difference arising from an "all-prefectures exception", a "system exception", and "exceptions, such as regulations and a plan,."

2. An opinion pays its attention to the grasp-Shiga Lake Biwa leisure regulations and the plan of the influence which it has on a draft. -

Grasp what change was made by the public comment of the Lake Biwa leisure regulations and a plan as influence which an opinion has on a draft.

3 . Result

3-1. The enforcement situation of the public comment in all prefectures

- Standard deviation will be looked at to 7.5 on the 28.1st, and the average of a "collection period" will look at the largest width to 35 the 28th day or more, and will occupy about 60% by the following.
- In the average of "the number of opinions", 126.5 affairs and standard deviation occupy 1557.4 less than by 51 more than per affair, and the largest width occupies about 60%.
- In the average of "the number of change", 2.6 places and standard deviation occupy 6.7 by zero place, and the largest width occupies about 60%.
- As for the "official announcement method", window distribution occupies [printing to a homepage] 57% 84%.
- As for the "presentation method", mail, E-mails, and all the facsimiles occupy about 90%.
- 18% of issue of all the issues that have released the result has released "what shows correspondence of a reply."
- About a collection period, the number of opinions, and the number of change, although a difference is according to all prefectures, there is also a difference arising from each issue.
- Since there is no correlation of a collection period and the number of opinions, even if a collection period is long, the number of opinions cannot be referred to as increasing.
- Since there is no correlation of the number of opinions and the number of change, even if there are many opinions, the number of change cannot be referred to as increasing.

3-2. An opinion pays its attention to the influence-Shiga Lake Biwa leisure regulations and the plan given to a draft. -

(1) The point which is common in leisure regulations and a plan 1. The check of the fact and information which administration had overlooked2. By describing more concretely, the contents of description are made intelligible or it considers as exact contents.

(2) The feature of leisure regulations 1. The correction for [since regulations are the basic items of a prefectural measure most, in order that they may clarify a prefectural posture and the purpose of regulations for leisure regulations] making it intelligible is made.

(3) The feature of a leisure plan 1 . Since a leisure plan has positioning of the enforcement plan of the measure based on regulations, the correction which makes the contents of description more concrete is made.

第一章 序論

1-1 本研究の背景

パブリックコメントとは、行政機関が何らかの政策決定を行う前に、政策案の案または資料を公表し、一定期間を設けて国民・住民の意見を募集し、提出意見の採否を理由とともに公表する手続きのことである¹⁾。

この手続きは国から始まり、現在、34の都道府県もパブリックコメントを実施している。

現在までに、パブリックコメントの運用上の問題点や恣意性をはさむ可能性については明らかになってきた。

また、パブリックコメントの意義については定まっておらず、パブリックコメントが向かうべき方向が見えない状態である。過去の行政手続法の不備を補えるのか、補えないのか。パブリックコメントが「民主主義的参加手続」であるのかそうでないのか等のパブリックコメントの位置づけが定まっていない。そのため、パブリックコメントの整備をいかに行えばよいのかと模索されている状態である²⁾³⁾。

以上のように、パブリックコメント全体の意義や課題については述べられているが、実際にパブリックコメントがどの程度行われ、どのような結果になっているのか。また、どのような意見が素案にどのような影響を与えているかは明らかにされていない。

1-2 本研究の目的

本研究の目的は2つある。

都道府県におけるパブリックコメントの実施状況の把握

意見が素案に与える影響の把握 滋賀県琵琶湖レジャー条例・計画に着目して

1-3 本研究の意義

都道府県におけるパブリックコメントの実施状況、意見が素案に与える影響の例を示すことで、現在のパブリックコメントの実態を把握でき、パブリックコメントの存在意義を考える参考資料となる。

1-4 本研究の方法

実施状況について：インターネット

比較項目：「都道府県」「系統」「計画・条例等」「募集期間」「公表方法」「提出方法」「意見数」「変更数」「回答の対応を示すもの」

比較方法：「都道府県別」「系統別」「条例・計画等別」

項目間比較：募集期間と意見数、変更数と意見数

影響について：インターネット、ヒアリング（滋賀県琵琶湖レジャー担当の方）

インターネットにより、琵琶湖レジャーのパブリックコメントの背景・目的等の基礎的情報を得て、どの項目のどのような内容が意見によって素案が変更されているかを知る。また、ヒアリングによってその変更の理由を知る。

1-5 本研究の構成

本研究の構成は全四章からなり、

第一章では本研究の背景・目的・意義・方法を述べる。

第二章では 34 都道府県のパブリックコメントの実施状況を比較項目の比較で示す。

第三章ではパブリックコメントの意見で実際にどのような素案の変更がなされているかを滋賀県の琵琶湖レジャー条例・計画の場合を明らかにする。さらに、両施策を比較し、条例と計画の違いを明らかにする。

第四章では、第 2 章の全体像と第 3 章の具体的な例の結果を受けて、パブリックコメントの実施状況と意見が素案に与える影響をまとめる。そして、最後に本研究の課題を示し、結論とする。

1-6 本研究の用語

- *1 国のパブリックコメント：国の～省、～庁が実施しているパブリックコメント
- *2 都道府県のパブリックコメント：都道府県の～部、～庁、～局が実施しているパブリックコメント
- *3 案件：個々のパブリックコメント
- *4 募集要項：意見が募集されるとき募集期間・公表方法・提出方法等が記されたもの
- *5 レジャー条例：滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例案要綱
- *6 レジャー計画：(仮称)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(案)

《参考文献》

- 1) 論題 津村晃：規制の設定・改廃に係るパブリック・コメント、会計と監査、50(5)、p32～35、1999 05
- 2) 室井力：住民参加のシステム改革、自治問題研究生叢書、p176～177、2003
- 3) 豊島明子：地方自治体におけるパブリック・コメントについて、行財政研究、(50)、p16～30、2002 09

第二章 都道府県におけるパブリックコメントの実施状況

2-1 はじめに

第二章では都道府県のパブリックコメントの全体像をみるために、実際に 34 都道府県で実施した案件の実施状況を見ていく。

2-2 目的及び調査方法

第二章の目的はパブリックコメントの「募集期間」「公表方法」「募集方法」「意見数」「変更数」「意見への対応を示すもの」にどのような傾向があるのかを把握すること。また、それは「都道府県」、「系統」、「条例・計画等」による違いがあるのかを把握することである。

第二章の調査方法はインターネットのみである。パブリックコメントを実施している都道府県ホームページによって案件のリンク集が作られており、そのリンクをたどり、本研究の情報を得た。

本研究における都道府県のパブリックコメントの対象は 2004 年 4 月末までにパブリックコメントの結果がインターネット上に公表されている案件とした（情報の収集期間は 2004 年 5 月から 2004 年 9 月末まで）。

インターネットに公表されているパブリックコメント募集要項又は結果から目で「募集期間」「公表方法」「募集方法」「意見数」「変更数」「回答の対応を示すもの」に当たるものを 1 件ずつ見て判断していった。

案件の担当部署又は案件名により「系統」を分類した。「条例・計画等」は案件名により分類をした。分類の定義は「2-4-2 の分類の定義」で示す

2-3 パブリックコメント

2-3-1 パブリックコメントとは¹⁾

パブリックコメントとは、行政機関が何らかの政策決定を行う前に、政策案の案または資料を公表し、一定期間を設けて国民・住民の意見を募集し、提出意見の採否を理由とともに公表する手続きのことである。以下にパブリックコメントの主な流れを図 2-1 に示す。

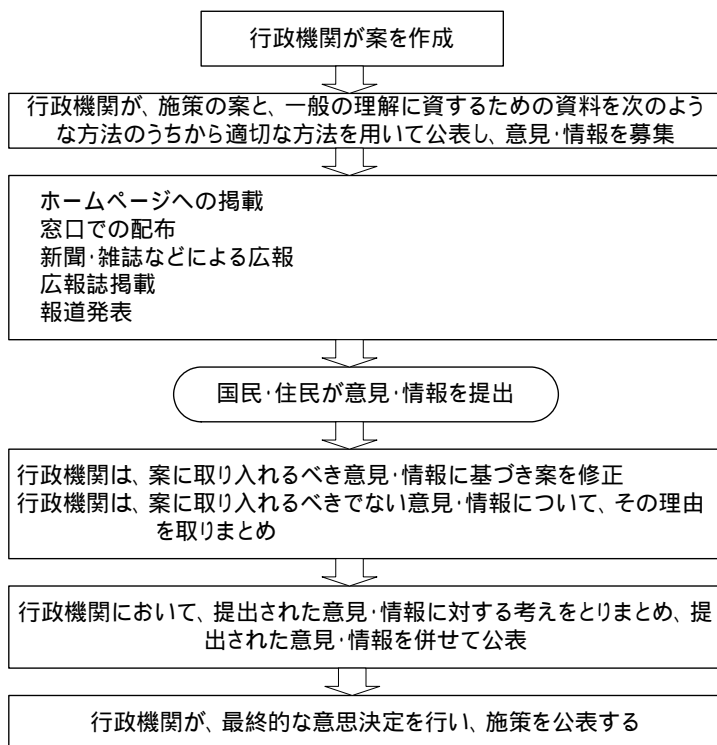


図 2-1 パブリックコメントの流れ

2-3-2 パブリックコメントの背景

パブリックコメントは、1999年に国が「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続き」（1999年3月23日閣議決定）¹⁾以後、国のパブリックコメント²⁾を実施されたことに始まる。国だけであった制度が、後に各地方自治体が導入を追いかける形となる。

国のパブリックコメントの目的は、行政手続法（1993年施行）の積み残しになっていた計画策定手続きや行政立法手続きの課題の部分に応えるという意味があると言われている。

直接の契機としては行政改革会議の中で「各省が基本的な政策の立案等を行うにあたって、政策等の趣旨を公表し、専門家、利害関係人、その他広く国民から意見を求め、これを考慮しながら最終的な意思決定を行う、いわゆるパブリックコメントの導入を図るべき」と記述されていること。一方、政府に置いては、規制緩和要望を受けており、その中でも規制の設定などに当たってのパブリックコメント手続きの導入が求められていた。

以上のことから、国において「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続き」が実施されたと考えられている²⁾。

2-3-3 パブリックコメントの問題³⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾⁷⁾

まず、意見数が少ない。

それに続き、パブリックコメントには、手続き運用上の課題として、アクセスのしにくさ、資料の不適切さ、周知不足、政策内容の代替案のなさ、施行後の影響が書いていないことが挙げられる。

また、パブリックコメントの対象であるにもかかわらずパブリックコメントを行わなかった場合の是正処理がないこと、案をどのような段階で公表するかということが規制されていないことによる争点隠しの点も挙げられる。

それに、パブリックコメントと審議会手続きとの関係やパブリックコメントの性格があやふやである。また、パブリックコメントの性格に応じた適切な実施時期や回数の検討が必要だと考えられている。

本研究では実際の実施状況を把握し、全体的な傾向をつかむとともに、意見が実際に素案にどのような変更をさせているのかを明らかにしたい。

2-3-4 国のパブリックコメントと都道府県のパブリックコメントの比較

国のパブリックコメントと都道府県のパブリックコメントを比較する。比較項目は導入時期、名称、趣旨、対象、実施状況とする。

導入時期、名称、趣旨、対象の比較を表 2-1 に示す³⁾。

表 2-1 国と都道府県のパブリックコメントの導入時期、名称、趣旨、対象

	国	都道府県
導入時期	1999年	2001年から
名称	「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続き」	一般に「パブリックコメント制度」
趣旨	国民等の多様な意見・情報・専門的知識の把握	住民からの多様な意見を募集すること（「多様な情報・専門的知識の把握」を特に明示していない都道府県は26(76%)ある）
対象	規制の設定又は改廃に係るもの	計画、条例を中心に構想、指針、審議によりとりまとめる答申、報告等

なお、都道府県の名称・対象は都道府県のホームページに掲載されているパブリックコメントの要綱・指針により判断し、趣旨も要綱・指針により集計した。

2-3-4-1 導入時期の違い

各都道府県において、導入時期は異なるが 2001 年から制度化されるようになり、2004 年 4 月末までに 35 の都道府県が参加している。³⁾

2-3-4-2 趣旨の違い

国のパブリックコメントの趣旨に比べ、都道府県のパブリックコメントは「専門的知識の把握」を明示していない都道府県が 26 (76%) がある。このことから、都道府県の方が国より住民向きだと考えられる。

2-3-4-3 対象の違い

都道府県のパブリックコメントは国とは異なり、「規制の設定又は改廃」が対象ではなく、計画、条例、構想、指針等が主な対象であり、対象範囲が広い。

2-3-4-4 実施状況の違い

国(平成 11 年から平成 15 年の合計)⁴⁾と都道府県(施行日より平成 16 年 4 月末までの合計)の実施状況の比較を表 2-2 に示す。

都道府県のデータはインターネットにより収集したので、インターネットに公表されていないデータがある。そのため、特別周知・公聴会については国との比較ができない。

都道府県の公表方法と提出方法で件数が 215 件となっているのは、募集要項が公表されている数が 215 件であったため。公表方法と提出方法は募集要項が公表されている中でどれだけの方法が使われているかを示したものである。

都道府県の修正事項で件数が 547 件となっているのは、結果が公表されている数が 547 件であったため。修正事項は結果が公表されている中でどれだけ修正事項の有る案件があるかを示したものである。

表 2-2 国と都道府県の実施状況

国と都道府県の実施状況		国の件数 (件)	割合 (%)	都道府県の 件数(件)	割合 (%)
すべての実施件数		2727		1006	
募集期間	7日未満	9	0	0	0
	7日以上14日未満	273	10	13	2
	14日以上21日未満	631	23	111	13
	21日以上28日未満	536	20	142	17
	28日以上56日未満	1257	46	557	67
	56日以上	30	1	5	1
	合計	2736	100	828	100
案等の公表方法	ホームページ	2704	99	180	84
	窓口配布	1763	65	123	57
	報道発表	1460	54	3	1
	新聞・雑誌等による広報	51	2	0	0
	広報誌(紙)掲載	65	2	0	0
	その他	111	4	8	4
	件数	2727	100	215	100
特別に周知を図った者の有無	有る	645		3	
提出方法	郵便	2672	98	194	90
	ファクシミリ	2438	89	194	90
	電子メール	2438	89	190	88
	その他	194	7	2	1
	件数	2727	100	215	100
提出された意見・情報の件数	なし	730	27	75	11
	1～10	1018	37	182	26
	11～20	273	10	103	14
	21～50	356	13	132	19
	51～100	148	5	91	13
	101～500	174	6	106	15
	500超	49	2	24	3
	合計	2748	100	713	100
公聴会の実施		106		22	
手続き結果の公表内容	原文	588		0	
	整理	1737		459	
	不明			71	
修正事項の有無	有る	624	23	273	50
	件数	2727	100	547	100

募集期間の割合を比較：国は「28日未満」が53%・「28日以上56日未満」が46%

都道府県は「28日未満」が32%・「28日以上56日未満」が67%となっている。

これは都道府県の方が「28日未満」という一ヶ月に達していない数が少ないということから、都道府県の方が国より、募集期間に対しては丁寧だと言える。

案などの公表方法を比較：特徴的なのは、都道府県では報道発表は1%なのに対して、国は

報道発表を約半数の案件について行っていることである。また、ホームページ・窓口配布を比べても、国の方が 10%程上回っている。都道府県に対してはホームページより情報を収集しているので、ホームページは 100%となるはずである。ということは 16%が実際にホームページに公表しているが、「ホームページに公表している」と明記していないということになる。

提出方法を比較：提出方法の違いはあまりない。しかし、国の電子メール・ファクシミリは 89%であるのだが、郵便が 98%となっており、国は郵便を電子メールとファクシミリより重視している。また、都道府県のその他が 1%と国の 7%より低い。しかし、案などの公表方法のホームページで 16%が明記していないことから提出方法のその他に対しても明記していない可能性が考えられる。

提出された意見・情報の件数の割合を比較：意見件数「なし」「1～10」については国の割合が 64%、都道府県の割合 37%と国の方が高い。しかし、それ以外の「11～20」「21～50」「51～100」「101～500」「500 超」は都道府県の方が上回っている。このため、都道府県の方が提出された意見・情報が多いことが言える。

手続き結果の公表内容を比較：国は原案か整理か分かっているものの中で、約 44%が原案となっている。それに対して、都道府県の場合は原案と分かるものは見あたらなかった。原案と書かれている案件はなくとも、結果の公表内容において「要旨・概要」と書かれていないものがあり、それを「不明」とした。約 13%が不明となった。

修正事項の有無を比較：国の修正事項のあるものの割合は 23%、都道府県の割合は 50%となっており、都道府県の方が高く、都道府県の方が 1 件でも修正している案件は多い。

2-3-4-5 国と都道府県の比較のまとめ

国と都道府県の比較では、公表方法は国の方が報道などを強く実施しており、丁寧であると言える。しかし、公表期間について、やや都道府県の方が一ヶ月という期間を守っていることや、意見数・修正事項が有ることについては国より都道府県の方が多く、国より住民の意を捉えているのではないかと考えられる。

2-3-5 対象を都道府県にした理由

対象を都道府県にした理由の説明のために、国と都道府県の比較を表 2-3 に示す。

表 2-3 対象を都道府県にした理由、国と都道府県の比較

	実施機関		対象
国	×	～省、～庁	規制に関すること
都道府県	都道府県単位	～部、～庁、～局等	条例・計画・指針等

都道府県を対象にした理由は、都道府県では都道府県単位でパブリックコメントの要綱・指針等を作っているおり、都道府県単位で比較できるからである。

また、都道府県のパブリックコメントの対象は国が対象とする「規制に関すること」より範囲が広く、「条例」「構想」「計画」「指針」等となっており、「条例」「構想」「計画」「指針」等の単位で比較できるからである。

2-4 都道府県におけるパブリックコメントの実施状況

本研究では都道府県の実施状況を知るために、必要な項目として「都道府県」「系統」「計画・条例等」「募集期間」「公表方法」「募集方法」「意見数」「変更数」「回答の対応を示すもの」の 10 項目を考える。

実施状況を知るために、「募集期間」「意見数」「変更数」の項目を、「都道府県別」「系統別」「計画・条例別」に比較する。また、「募集期間」と「意見数」、「意見数」と「変更数」の項目間比較も行う。そして、「公表方法」「募集方法」「回答の対応を示すもの」の都道府県別比較を行う（「公表方法」「募集方法」「回答の対応を示すもの」については、公表している都道府県と公表していない都道府県と大きく分かれるので、都道府県別の比較のみをする）。

都道府県のパブリックコメントの定義：

本研究では「都道府県のパブリックコメント」の定義を「パブリックコメントについての募集から結果の公表までを行っている要綱・指針」を有するものとする。よって、実施要領の策定としている愛知県も都道府県のパブリックコメントとする。

和歌山県はパブリックコメントを実施しているが 2004 年の 4 月末までに結果を公表している案件がなかったため、実施状況の把握の対象から省いた。

2-4-1 各都道府県のパブリックコメントの名称、要綱・指針、施行年月日について⁵⁾

都道府県のパブリックコメントの名称、施行年月日、要綱・指針を上記の表 2-4 に示す。

表 2-4 要綱・指針名と施行年月日

都道府県	パブリックコメントの名称	種類			施行年月日
		要綱	指針	その他	
北海道	道民意見提出手続				2001年4月1日
青森県	あおもり県民政策提案実施要綱				2001年4月4日
岩手県	パブリックコメント制度				2000年4月1日
宮城県	県民の意見提出手続				2003年7月9日
秋田県	秋田県県民意見提出手続				2003年4月1日
山形県	パブリックコメント手続				2003年4月1日
福島県	うつくしま県民意見公募				2002年10月1日
栃木県	栃木県パブリック・コメント制度実施要綱				2001年12月26日
群馬県	県民意見提出制度				2001年1月1日
埼玉県	埼玉県県民コメント制度				2001年8月1日
千葉県	ちばづくり県民コメント制度				2004年2月1日
神奈川県	かながわ県民意見反映手続				2001年4月1日
新潟県	新潟県県民意見提出手続				2000年4月1日
富山県	富山県県民意見募集手続実施要綱				2004年4月1日
福井県	県民パブリックコメント制度実施要綱				2004年4月1日
山梨県	県民意見提出制度実施要綱				2003年10月1日
愛知県	県民意見提出制度			実施要領	
三重県	県民等の意見を行政に反映させる手続き				2001年4月1日
滋賀県	滋賀県県民政策コメント制度				2000年4月1日
京都府	京都府県民意見提出手続要綱				2002年9月17日
大阪府	大阪府パブリックコメント手続実施要綱				2001年4月1日
兵庫県	県民意見提出手続実施要綱				2002年4月10日
奈良県	奈良県パブリックコメント手続				2002年4月1日
和歌山県	和歌山県県民意見募集手続実施要綱				2004年1月1日
島根県	政策への県民参加制度実施要綱				2003年4月1日
岡山県	おかやま県民提案制度実施要綱				2002年4月1日
山口県	山口県パブリック・コメント制度実施要綱				2002年4月1日
徳島県	オープンとくしま・パブリックコメント制度				2003年8月1日
香川県	香川県パブリック・コメント手続実施要綱				2002年6月1日
愛媛県	パブリック・コメント制度				2001年4月1日
佐賀県	佐賀県県民意見提出手続				2003年4月1日
長崎県	長崎県政策県民参加制度実施要綱				2002年7月15日
熊本県	県政に係る意見提出手続実施要綱				2001年4月1日
大分県	県民意見募集手続				2002年4月1日
宮崎県	宮崎県パブリック・コメント手続実施要綱				2003年4月1日

名称について：名称を「パブリック コメント」又は「意見 手続き」を含んでいる都道府県は 11 + 13 の 24 都道府県である。また、名称に先の言葉を含んでいない、特殊な名称にしている都道府県が 9 都道府県ある。

要綱・指針について：要綱としている都道府県は 27 都道府県であり、指針としている都道府県は 7 都道府県ある。
愛知県だけが、実施要領としている。

施行年について：都道府県で最初にパブリックコメントを施行した県は岩手県、新潟県、滋賀県の3つで2000年4月1日から施行している。それから確認できている2004年4月末まででも施行する都道府県が増えつづけ、2004年4月末までに35都道府県となる。

そこで年ごとに施行している都道府県の数を示す。

2000年は3都道府県。

2001年は10都道府県。

2002年は9都道府県。

2003年は8都道府県。

2004年4月までは4都道府県となる。

合計34都道府県である。

2-4-2 実施状況における定義

2-4-2-1 意見数、変更数、回答を示すものの定義

・「意見数」の定義は下記の(1)(2)の合計とする。

(1) 結果に意見数として、項目別に分類されて表示されている数

(2) 結果に項目別に分類されておらず、意見数として表示されている数

項目別に分類されている場合は分類されている数を意見数とする。

・意見数の平均と標準偏差を出すにあたり、意見数は案件ごとに各都道府県の人口で割った。パブリックコメントの要項・指針には意見提出権を持つものを34都道府県中、「道・府・県民」が17、「道・府・県民等」が17と半々に分かれたが、県民等とは県民と県外から県内へ働きに来ている事業者という意味で使われている都道府県もあることから意見を人口で割るのは変ではないと考える。

・「変更数」の定義は下記の(1)(2)(3)の合計とする。

(1) 結果の回答に「追加」「修正」「盛り込むこととします」「加筆しました」

(2) 上記(1)の「追加」「修正」「盛り込むこととします」「加筆しました」という言葉がその案件のすべての回答になく、「ご意見をふまえ、～(掲載、記載、盛り込み、追加、添付、補足)しました」と書かれている場合

(3) 結果の回答に内容の変化が書かれている場合「(掲載、記載、盛り込み、追加、添付、補足)～しました」

(4) 結果の回答に記述済み」「記載済み」「～を理解できるので、具体例として盛り込みます・明記します」「ご意見を踏まえ、～を(提言・検討)します」は変更ではないと判断

結果の回答に「～(掲載、記載、盛り込み、追加、添付、補足)しました」というのは、元から書き込んでいるという表現を表していることがあるので、変更ではないと判断

- ・変更数の平均と標準偏差を出すにあたり、変更数は案件ごとに各都道府県の人口で割った。パブリックコメントの要項・指針には意見提出権を持つものを34都道府県中、「道・府・県民」が17、「道・府・県民等」が17と半々に分かれたが、県民等とは県民と県外から県内へ働きに来ている事業者という意味で使われている都道府県もあることから意見を人口で割るのは変ではないと考える。
- ・窓口配布：窓口配布には センターの配布も含む

2-4-2-2 系統別分類の定義

都道府県におけるパブリックコメントの案件を表2-5に示す。9系統に分類する。以下にその定義を示す。

表 2-5 系統別分類の定義（部署名）

系統	部署名の中に含まれる言葉	例（滋賀県）
環境系	環境	琵琶湖環境部
生活系	生活・文化	県民文化生活部
健康系	健康・福祉・保健・保険・厚生・病院	健康福祉部
総務・政策・企画系	総務・地域・政策・企画	政策調整部
商工観光労働系	経済・産業・商工・企業・労働・観光	商工観光労働部
土木系	土木・県土整備・交通・水道	土木交通部
農林水産系	農・林・水産	農政水産部
教育系	警察	滋賀県警察本部
教育系	教育・大学	教育委員会事務局

案件名別に部を分類した。案件名に分類を円滑に行うために、部署別に分類した。まず、部署名による分類を行った。部署名の中に含まれる言葉で分類を表2-5のように9種類に分類した。部署名で分類すると、どのような案件名がどの部署名で多く行われているかがわかり、案件名別の分類の手助けになる。

しかし、環境企画部や農林水産商工部など複数に渡る部署名があったために、優先順位を決めてひとつの分類にはまるようにした。基本的にはより具体的な言葉を優先にした。以下に、その優先順位を示す。

- 環境 >すべてとしているが実際には農林水産、企画の2種類のみであった。
- 警察 >生活（生活より警察の方が具体的な言葉だから）
- 商工 >政策（政策より商工の方が具体的な言葉だから）
- 企画 >総務（総務より企画の方が具体的な言葉だから）
- 農林水産>商工（三重県の農林水産商工部のみで、農林水産の色が強いから）

そして、他の分類から環境を抜き出す。環境の定義としては、案件名に環境、廃棄物、循環型、エネルギー、光害、（公害）大気汚染、水質汚染、騒音、悪臭、土壌汚染という言葉を含むものとした。

また、案件名別に環境、生活、健康、総務、商工観光労働、農林水産、警察、教育の系

統に分類した。案件名によっては、どの系統に入るか判断しにくいものがあり、その場合は部署別の分類を参考に分類を表 2-6 に示す。

案件名でも複数の定義に係るものがあるときは、その案件の中心となることに分類した。

表 2-6 系統別分類の定義（案件名）

系統	案件名の中に含まれる言葉	例
環境系	環境、廃棄物、循環型、光害、（公害）大気汚染・水質汚染・騒音・悪臭・土壌汚染・自動車等	環境目的税の導入に向けた道の考え方
生活系	動植物・消費生活・消費者・防災・文化・公園等	ツキノワグマ保護管理計画（案）
健康系	長寿・高齢者・エンゼル・献血・バリアフリー・浴場・保健・人権・食・病院・安全・福祉・男女・健康・障害等	歯の健康づくり計画
総務・政策・企画系	消費者・電子・プロジェクト・地域主権・墓地・空港・個人情報・地域情報・市町村・貢献・CALS/EC・総合計画・長期計画・情報公開・将来構想・IT・ユニバーサル・財政・np・npo・評価・公会堂・スタンダード・国際・地元・まち・科学・過疎・行政・くにづくり・政策形成・政策効果等	政策等の評価に関する条例の整備について
商工観光労働系	ふぐ・トライアル・構造改革・公社・事業・企業・経営・事業実施・地域活性・観光・景観・職業・産業・エネルギー等	地域雇用開発計画（案）
土木系	土地利用・県土・交通・住宅・風致・土砂・市街・道路・建築・都市・整備・建設等	「道路の将来ビジョン（仮称）」
農林水産系	水産・花・川・牛・港湾・漁・虫・産学・林・飼料・農・間	地域森林計画（案）
教育系	広告・迷惑・暴走・安全 まちづくり・安心 まちづくり等	屋外広告物条例の一部改正
教育系	こども・スポーツ・児童・附属機関・子育て・高等学校・スクール・青少年・高校・教育・学習等	子どもの読書活動推進計画（案）

2-4-2-3 条例・計画等別分類の定義

条例・計画・指針・プラン・構想・方針・ビジョン・ガイドライン・プログラム・方策・その他の計 11 種類に分類した。

分類方法は案件名の語尾に条例・計画・指針・プラン・構想・方針・ビジョン・ガイドライン・プログラム・方策という語がついているかどうかで判断し、以上の 10 項目に当てはまらない案件をその他とした。

2-4-3 募集期間

2-4-3-1 募集期間の平均と標準偏差と分布

募集期間の平均は 28.1 日の約 1 ヶ月、標準偏差は 7.5 というバラツキとなっているので、募集期間は 1 ヶ月前後が多いと考えられる。

以下、分布を示していく。

募集期間について、1 週間ごとの案件数を図 2-2 に示す。パブコメの要綱・指針に 1 ヶ月、1 週間と書かれていたため、募集期間を 1 週間ごとに分け、案件数を見た。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数。

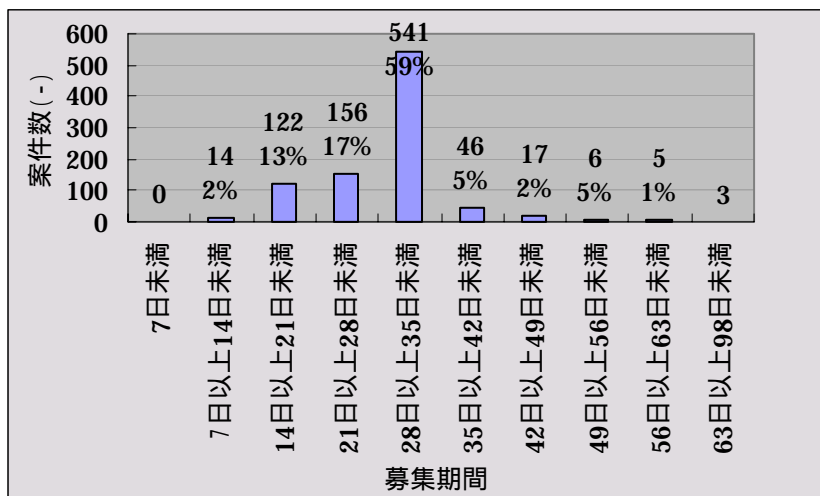


図 2-2 募集期間ごとの案件数

最も多いのは 28 日以上 35 日未満であり、約 60%を占めている。他に多いので目立つのは 14 日以上 21 日未満の 17%、14 日以上 21 日未満の 13%。

募集期間を 1 ヶ月としていない都道府県は福井県 24 件・愛知県 17 件・大分県 46 件しかないのだが、28 日未満が 292 件もある。パブコメの要綱・指針に「原則として」又は「1 ヶ月程度」と書かれているからだと考えられる。

また、募集期間について意見数の多かった 14 日から 34 日までを 1 日ごとに図 2-3 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数。

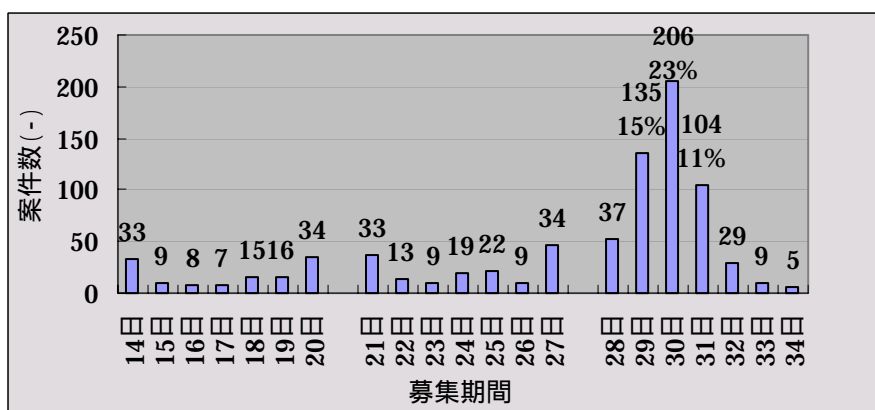


図 2-3 募集期間ごとの案件数 (7 日以上 35 日未満)

最も多いのは 30 日の 206 件で、すべての案件の 23%を占める。次に多いのは 29 日と 31 日で、1 ヶ月を 29 日、30 日、31 日とするとすべての案件の約 50%を占めることになる。しかし、32 日から、急激に少なくなっていることから、図 2-2 の 28 日以上 35 日未満が多いのは、29 日、30 日、31 日が多いからだとわかる。

また、1 ヶ月前後以外で案件が多いのは 14 日 (2 週間)、20 日 (はつか)、21 日 (3 週間)

ときりがいい数字で多くなっている。

2-4-3-1 募集期間の都道府県別比較

都道府県別の募集期間の平均と標準偏差と分布を「平均」で降順にしたものを表 2-7 に示す。

表 2-7 都道府県別募集期間の平均と標準偏差と分布

都道府県	平均 (日)	標準 偏差 (日)	分布									案件数 (件)
			7日 以上 14日 未満 (%)	14日 以上 21日 未満 (%)	21日 以上 28日 未満 (%)	28日 以上 35日 未満 (%)	35日 以上 42日 未満 (%)	42日 以上 49日 未満 (%)	49日 以上 56日 未満 (%)	56日 以上 63日 未満 (%)	63日 以上 (%)	
島根県	35.2	9.0		11		44	22	11	11			9
福島県	33.3	8.2				83	9			9		23
神奈川県	32.5	6.0		2		77	11	9	2			47
埼玉県	31.5	2.9				85	15					20
奈良県	31.4	15.5		40		40				20		5
兵庫県	31.2	3.7			8	77	15					13
大阪府	31.1	7.3			7	87	2	2			2	55
栃木県	31.0	6.7		3	6	77	6	3		3		31
北海道	30.5	3.0			4	92		4				25
滋賀県	30.4	6.1		2	5	90	2				2	63
秋田県	30.2	4.8			7	87		7				15
三重県	30.1	11.8		13	24	40	18		2		2	45
宮城県	29.8	4.5		8	8	69	15					13
青森県	29.3	2.0		3	14	83						36
徳島県	29.2	4.3		4	23	62	12					26
岩手県	28.9	7.8	1	14	12	62	4	4	1	1		74
山口県	28.7	3.7			29	57	14					7
京都府	28.7	3.7		3	45	50		3				40
熊本県	28.6	5.4	2	4	20	61	10	2				49
新潟県	28.4	6.5		25	13	50	13					8
香川県	28.1	4.0		14	21	64						14
長崎県	27.3	7.2	5	14	14	64			5			22
宮崎県	27.0	4.4		9	27	64						11
岡山県	26.9	6.0		8	42	42	4	4				26
愛知県	26.4	3.5		11	39	50						18
山梨県	25.9	3.7		5	37	58						19
群馬県	24.9	6.2	4	28	23	40	2	2				47
大分県	24.5	7.8		33	25	38			4			24
山形県	24.5	6.7	10	20	10	60						10
富山県	24.2	12.0		60	20			20				5
佐賀県	21.7	8.0	12	35	24	24	6					17
千葉県	21.0	4.6		50	38	13						8
福井県	20.6	6.4	2	50	26	20	2					46
愛媛県	18.7	5.3	13	56	23	5	3					39
全案件	28.1	7.5	2	13	17	59	5	2	1	1		831

この表 2-7 より平均は 18.7 日～35.2 日までで、標準偏差は 2～15.5 までであり、平均と標準偏差の相関は 0.6 とやや相関がある程度で、平均と標準偏差は関係がないと考えられる。

都道府県の最も多い割合を「割合の軸（表 2-7 の灰色部分）」と考える。パブリックコメントの要綱・指針に 1 ヶ月と書かれていた都道府県 9 割以上だったので、すべての都道府県の「割合の軸」は 28 日以上 35 日未満だと考えられる。

しかし、29 都道府県は 28 日以上 35 日未満に「割合の軸」があり、平均が 24.2 の富山県以下の 5 都道府県では「割合の軸」は 14 日以上 21 日未満へと変わっていた。都道府県によっては、「割合の軸」が異なるということがわかった。また、28 日以上 35 日未満では割合は 0%～92%と都道府県によって大きく異なることがわかる。

平均が高くとともに、28 日未満に割合があり、逆に、平均が低いとも、35 日以上に割合があることから、「割合の軸」に関係なく割合があることがわかる。

以上のことにより、都道府県別に見たとき都道府県によって募集期間が異なることがわかるが、どの都道府県にもバラツキがあるので、個々の案件で都道府県に関係なく募集期間を設定していることが考えられる。

2-4-3-2 募集期間の系統別比較

系統別の募集期間の平均と標準偏差と分布を表 2-8 に示す。

割合は、決まった募集期間の案件数/全体の募集期間の案件数。

表 2-8 系統別募集期間の平均と標準偏差と分布

系統	平均 (日)	標準 偏差 (日)	分布									案件 数 (件)
			7日 以上 14日 未満 (%)	14日 以上 21日 未満 (%)	21日 以上 28日 未満 (%)	28日 以上 35日 未満 (%)	35日 以上 42日 未満 (%)	42日 以上 49日 未満 (%)	49日 以上 56日 未満 (%)	56日 以上 63日 未満 (%)	63日 以上 (%)	
環境系	27.4	5.9	4	10	23	56	6	1				100
生活系	26.8	6.2		19	17	59	3	2				95
健康系	28.2	7.8	1	12	20	59	5	3			1	174
総務・政策・企画系	29.4	7.8		12	12	64	7	1	3		1	134
商工観光労働系	27.4	6.7	5	6	32	54	2			2		65
土木系	29.7	8.4	1	12	7	66	8	2	1	3		136
農林水産系	26.2	6.7	3	20	22	47	6	1				95
警察系	28.0	4.6		11	11	74	4					27
教育系	28.2	8.9		18	15	60	1	4	1		1	84
全案件	28.1	7.5	2	13	17	59	5	2	1	1	0	910

この表 2-8 から各系統の平均と標準偏差は全案件に近く、分布も全案件と近い値になっていることがわかる。系統別による小さな違いはみられるものの、全体的に大きな違いがない。募集期間は系統別による違いはほとんどないと言える。

2-4-3-3 募集期間の条例・計画等別比較

条例・計画別の募集期間の平均と標準偏差と分布を表 2-9 に示す。

割合は、決まった募集期間の案件数/全体の募集期間の案件数。

表 2-9 条例・計画等別募集期間の平均と標準偏差と分布

計画・条例等	平均 (日)	標準 偏差 (日)	分布									案件 数 (件)
			7日 以上 14日 未満 (%)	14日 以上 21日 未満 (%)	21日 以上 28日 未満 (%)	28日 以上 35日 未満 (%)	35日 以上 42日 未満 (%)	42日 以上 49日 未満 (%)	49日 以上 56日 未満 (%)	56日 以上 63日 未満 (%)	63日 以上 (%)	
計画	27.4	7.0	1	16	18	58	5	1	0	0	0	354
条例	28.4	7.0	1	12	15	64	7	2			1	165
指針	29.1	10.9	4	15	9	60	7	4			2	55
プラン	28.1	6.6	1	13	18	61	5	1	1	1		108
構想	27.8	6.5	3	10	23	57	3		3			30
方針	29.2	7.0	4	5	14	66	5	4	2			56
ビジョン	26.0	7.9	4	23	15	50	4	4				26
ガイドライン	24.0	5.5		29	43	29						7
プログラム	31.8	6.4			6	75	13		6			16
方策	30.1	8.3		14		71		14				7
その他	29.6	7.8	1	8	23	57	5	3	1	3		113
全案件	28.1	7.5	1	13	17	60	5	2	1	1	0	937

この表 2-9 から各条例・計画等の平均と標準偏差は全案件に近く、分布も全案件と近い値になっていることがわかる。「ガイドライン」の分布が 21 日以上 28 日未満になっている以外は全体的に大きな違いはない。募集期間は条例・計画等別による違いはほとんどないと言える。

2-4-3-4 要項・指針の募集期間の設定と募集期間

2-4-3-4-1 要項・指針の募集期間の設定

募集期間はパブコメ要綱、又は指針によって設定されており、神奈川県と福井県と大分県と愛知県を除き、期間が「原則として」又は「少なくとも」、「1ヶ月程度」又は「1ヶ月以上」となっている。

神奈川県は 30 日以上、福井県は 1 週間以上と書かれており、大分県は募集期間が設定されていない。愛知県の場合は実施要領の策定とされているので、募集期間の設定はない。

表 2-10 で都道府県の要綱・指針に記載されている募集期間を示す。

表 2-10 都道府県の募集期間の設定

そこで、29日、30日、31日を1ヵ月と考え、募集期間が29日以上32日未満・29日以

都道府県	募集期間の設定					
	原則・目安として	少なくとも	明記無し	一ヶ月以上	一ヶ月程度	その他
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
神奈川県						30日以上
新潟県						
富山県						
福井県						1週間以上
山梨県						
愛知県			実施要領			実施要領
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
島根県						
岡山県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						明記無し
宮崎県						

上となっている割合を比較する。

要綱・指針の募集期間の設定と実施状況を表 2-11 に示す。

割合は、都道府県ごとに、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数で出し、その平均を下記の割合としている。

表 2-11 要綱・指針の募集期間の設定と都道府県の募集期間の実施状況

	要綱・指針の設定	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	都道府県数(-)
1ヶ月以上	原則・目安として1ヶ月以上	70	57	10
	少なくとも1ヶ月以上	88	73	3
	1ヶ月以上	100	70	1
1ヶ月程度	原則・目安として1ヶ月程度	47	33	13
	少なくとも1ヶ月程度	50	0	1
	1ヶ月程度	60	47	1
その他	少なくとも1週間以上	13	7	1
	実施要領又は設定なし	49	45	2

要綱・指針の設定と実施状況を把握するにあたり、都道府県数が1つなのは信憑性に欠けるため比較の対象から省く。

2-4-3-4-2 29日以上

29日以上の割合がもっとも多い設定は「少なくとも1ヶ月以上」である。そこで、「少なくとも1ヶ月以上」を「少なくとも」と「1ヶ月以上」と分けて考え、個別に割合が多くなっているのかを見る。

29日以上の割合で、「1ヶ月以上」と「1ヶ月程度」を比較する。

「原則・目安として1ヶ月以上」は70%、「原則・目安として1ヶ月程度」は47%なので「1ヶ月以上」と設定している都道府県の方が29日以上の割合は多い。

次に、「原則・目安として」と「少なくとも」を比較する。

「原則・目安として1ヶ月以上」は70%、「少なくとも1ヶ月以上」は88%なので「少なくとも」と設定している都道府県の方が29日以上の割合は多い。

以上のことから、29日以上の割合が多い要綱・指針の募集期間の設定で「少なくとも」「1ヶ月以上」の二つとも個別に割合が多くなっていることがわかる。

2-4-3-4-3 29日以上32日未満

「原則・目安として1ヶ月以上」の29日以上32日未満は57%となっており、「原則・目安として1ヶ月程度」のは33%となっている。このことから、「1ヶ月程度」と設定しても「29日以上32日未満」の割合が増えるとは言えず、むしろ逆に「1ヶ月以上」と設定した方が「29日以上32日未満」の割合が増えると考えられる。

2-4-3-4-4 原則として1ヶ月以上

「原則・目安として1ヶ月以上」という設定の都道府県の割合を表2-12 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数。

表 2-12 募集期間の設定、「原則・目安として1ヶ月以上」の都道府県と割合

都道府県	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	公表期間を公表している案件数(件)
神奈川県	98	68	47
北海道	92	80	25
栃木県	87	74	31
青森県	81	78	36
宮城県	77	54	13
大阪府	76	62	55
岩手県	70	51	74
香川県	64	57	14
岡山県	46	38	26
愛媛県	5	3	39
平均	70	57	36

29日以上の割合の平均は70%で、5%~98%までの幅がある。全体的に見ると70%台~90%台までが複数あるが、愛知県の5%、岡山県の46%等、全体から数値の離れた都道府県が見られる。

29日以上32日未満の割合の平均は57%で、3%~80%までの幅がある。全体的にみると、50%台~70%台までが複数あるが、愛知県の3%と岡山県の38%が全体の数値から離れている。

2-4-3-4-5 少なくとも1ヶ月以上

「少なくとも1ヶ月以上」という設定の都道府県を表2-13 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

表 2-13 募集期間の設定、「少なくとも1ヶ月以上」の都道府県と割合

都道府県	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	公表期間を公表している案件数(件)
福島県	96	74	23
滋賀県	87	79	63
秋田県	80	67	15
平均	88	73	34

29日以上となっている割合の平均は88%で、80%~96%までの幅となっており、各都道府県の割合が平均に近い。

29日以上32日未満の割合は73%で、67%~79%までの幅となっており、各都道府県の割合が平均に近い。

2-4-3-4-6 1ヶ月以上

「1ヶ月以上」という設定の都道府県を表2-14 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

表 2-14 募集期間の設定、「1ヶ月以上」の都道府県と割合

都道府県	29日以上 (%)	29日以上32日未満 (%)	公表期間を公表している案件数 (件)
埼玉県	100	70	20

「原則・目安として」「少なくとも」が書かれておらず、「1ヶ月以上」となっている。「1ヶ月以上」のみの設定は埼玉県だけで、特殊な都道府県となっている。

29日以上となっている割合は100%となっているが、都道府県が1つしかないので「1ヶ月以上」の設定が100%だとは考えられない。

29日以上32日未満は70%となっているが、29日以上と同じく、都道府県が1つしかないので「1ヶ月以上」の設定が70%だとは考えられない。

2-4-3-4-7 原則・目安として1ヶ月程度

「原則・目安として1ヶ月程度」という設定の都道府県を表 2-15 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

表 2-15 募集期間の設定、「原則・目安として1ヶ月程度」の都道府県と割合

都道府県	29日以上 (%)	29日以上32日未満 (%)	公表期間を公表している案件数 (件)
兵庫県	92	77	13
島根県	78	11	9
山形県	60	60	10
三重県	58	31	45
長崎県	55	50	22
山梨県	53	53	19
山口県	43	29	7
奈良県	40	20	5
大分県	38	33	24
群馬県	36	32	47
佐賀県	29	18	17
富山県	20	0	5
千葉県	13	13	8
平均	47	33	18

29日以上の割合の平均は47%で、13%から92%までの幅がある。全体的に見ると20%台～50%台までが複数あるが、兵庫県の92%、島根県の73%等、全体から数値の離れた都道府県が見られる。

29日以上32日未満の割合の平均は33%で、0%～77%までの幅がある。全体的に見ると、10%台～50%台までが複数あるが、富山県の0%、兵庫県の77%等、全体から数値の離れた都道府県が見られる。

2-4-3-4-8 少なくとも1ヶ月程度

「少なくとも1ヶ月程度」となっている設定の都道府県を表 2-16 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

表 2-16 募集期間の設定、「少なくとも1ヶ月程度」の都道府県と割合

都道府県	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	公表期間を公表している案件数(件)
新潟県	50	0	8

「少なくとも1ヶ月程度」となっている設定は新潟県だけで、特殊な都道府県となっている。

29日以上となっている割合は50%となっているが、都道府県が1つしかないので「少なくとも1ヶ月程度」の設定が50%だとは考えられない。

29日以上32日未満は0%となっているが、29日以上と同じく、都道府県が1つしかないので「少なくとも1ヶ月程度」の設定が0%だとは考えられない。

2-4-3-4-9 1ヶ月程度

「1ヶ月程度」となっている設定の都道府県を表 2-17 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

表 2-17 募集期間の設定、「1ヶ月程度」の都道府県と割合

都道府県	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	公表期間を公表している案件数(件)
徳島県	65	46	26
熊本県	65	51	49
京都府	50	45	40
平均	60	47	38

「1ヶ月程度」となっている設定は3都道府県である。

29日以上の割合の平均は60%で、50%~65%の幅があり、各都道府県の割合が平均に近い。

29日以上32日未満の割合の平均は47%で、45%~51%の幅があり、各都道府県の割合が平均に近い。

2-4-3-4-10 少なくとも1週間以上

「少なくとも1週間以上」となっている設定の都道府県を表 2-18 に示す。

表 2-18 募集期間の設定、「少なくとも1週間以上」の都道府県と割合

都道府県	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	公表期間を公表している案件数(件)
福井県	13	7	46

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

「少なくとも1週間以上」となっている設定は福井県だけである。

29日以上となっている割合は13%となっている。都道府県が1つしかないので「少なくとも1週間以上」の設定が13%だとは考えられない。

29日以上32日未満は7%となっているが、29日以上と同じく、都道府県が1つしかないので「少なくとも1週間以上」の設定が7%だとは考えられない。

2-4-3-4-11 実施要領又は設定なし

「実施要領又は設定なし」となっている都道府県を表 2-19 に示す。

割合は、決まった期間の案件数/全体の期間の案件数

表 2-19 募集期間の設定、「実施要領又は設定なし」の都道府県と割合

都道府県	29日以上(%)	29日以上32日未満(%)	公表期間を公表している案件数(件)
宮崎県	55	45	11
愛知県	44	44	18
平均	49	45	15

「実施要領又は設定なし」の都道府県は愛知県と宮崎県で、

29日以上となっている割合の平均は49%となっている。44%と55%で大きな差はない。都道府県が2つしかないので「実施要領又は設定なし」が49%だとは考えにくい。

29日以上32日未満の平均は45%となっており、44%と45%で差はない。しかし、29日以上と同じく、都道府県が2つしかないので「実施要領又は設定なし」の設定が45%だとは考えられない。

2-4-3-5 募集期間 14日、20日、21日

図 2-3 は都道府県の募集期間14日以上35日未満までを示したものである。

29日、30日、31日で、募集期間全体の約50%を占めていることがわかる。

全体を見ると、30日が最高数で曲線を描いているのだが、曲線の傾向に反して目立つのは14日、20日、21日である。2週間、3週間、はつかときりがいい数字が1ヵ月以外では多くなっている。

そこで14日、20日、21日の多さが一部の都道府県によるものなのかを見る。

募集期間が14日の案件数と割合を表 2-20 に示す。

割合は、14日の案件数/全体の期間の案件数

表 2-20 募集期間、14日の案件数と割合

都道府県	14日の案件数 (件)	割合 (%)	都道府県の公 表件数(件)
福井県	10	22	46
愛媛県	6	15	39
岩手県	4	5	74
佐賀県	4	24	17
三重県	2	4	45
大分県	2	8	24
栃木県	1	3	31
群馬県	1	2	47
千葉県	1	13	8
富山県	1	20	5
熊本県	1	2	49
合計	33		

この表は募集期間が14日の案件数と割合を示したもので、1件でもあったものを表 2-20 に示した。

0件が23都道府県。福井県が10件、22%。愛媛県が6件、15%と他の都道府県より多く、この2件で合計33件の約半数を占める。公表件数17件以上・割合が15%以上の福井県、愛媛県、佐賀県はこれからも、募集期間が14日の案件が出てくる可能性が他と比べて高いと考えられる。

募集期間が20日の案件数と割合を表 2-21 に示す。

割合は、20日の案件数/全体の期間の案件数

表 2-21 は募集期間が20日の案件数と割合を示したもので、1件でもあったものを表 2-21 に示した。

表 2-21 募集期間、20日の案件数と割合

都道府県	20日の案件数(件)	割合 (%)	都道府県の公 表件数(件)
群馬県	7	15	47
愛媛県	4	10	39
岩手県	4	5	74
大分県	3	13	24
香川県	2	14	14
愛知県	2	11	18
岡山県	2	8	26
千葉県	1	13	8
島根県	1	11	9
山形県	1	10	10
宮崎県	1	9	11
山梨県	1	5	19
長崎県	1	5	22
青森県	1	3	36
三重県	1	2	45
熊本県	1	2	49
滋賀県	1	2	63
合計	34		

0件が半数の17都道府県。群馬県が7件、15%と他に比べて多い。公表件数24件以上・

割合が10%以上の群馬県、愛媛県、大分県はこれからも募集期間が20日の案件が出てくる可能性が他と比べて高いと考えられる。

募集期間が21日の案件数と割合を表2-22に示す。

割合は、21日の案件数/全体の期間の案件数

この表は募集期間が21日の案件数と割合を示したもので、1件でもあったものを表2-22に示した。

表 2-22 募集期間、21日の案件数と割合

	21日の案件数(件)	割合(%)	都道府県の公表件数(件)
岡山県	6	23	26
福井県	5	11	46
三重県	4	9	45
群馬県	4	9	47
岩手県	4	5	74
大分県	3	13	24
宮崎県	2	18	11
山形県	1	10	10
秋田県	1	7	15
佐賀県	1	6	17
山梨県	1	5	19
長崎県	1	5	22
徳島県	1	4	26
愛媛県	1	3	39
京都府	1	3	40
熊本県	1	2	49
合計	37		

0件が約半数の18都道府県。岡山県が6件、23%。福井県が5件、11%と他に比べて多い。公表件数24件以上・割合が11%以上の岡山県、福井県、大分県はこれからも、募集期間が21日の案件が出てくる可能性が他と比べて高いと考えられる。

2-4-4 意見数

2-4-4-1 意見数の平均と標準偏差と分布

募集期間の平均は126.5件となっており、標準偏差は1557.4となっている。平均は126.5件と多いが、標準偏差が1557.4というバラツキとなっているので、意見数は特に意見数の多い案件があると予想できる。

以下、分布を示していく。

意見数について50件ごとの案件数を図2-6に示す。

割合は、決まった意見数の案件数/全体の意見数の案件数。

最も多かったのは1件以上51件未満の58%。0件から50件だと、全体の約70%に及ぶ。

1件以上51件未満と51件以上を比べると4倍もの差がある。そのため、以下の図2-6で1件以上51件未満を詳しく示す。

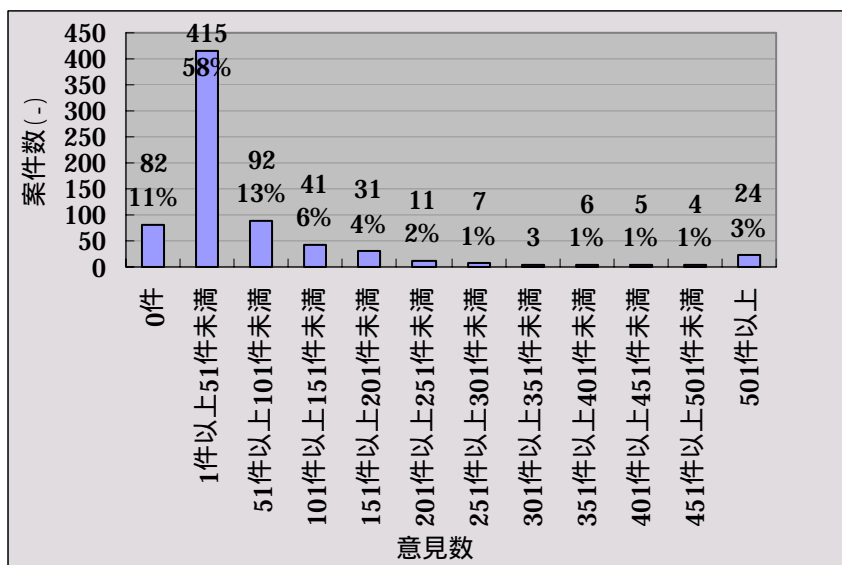


図 2-4 意見数ごとの案件数

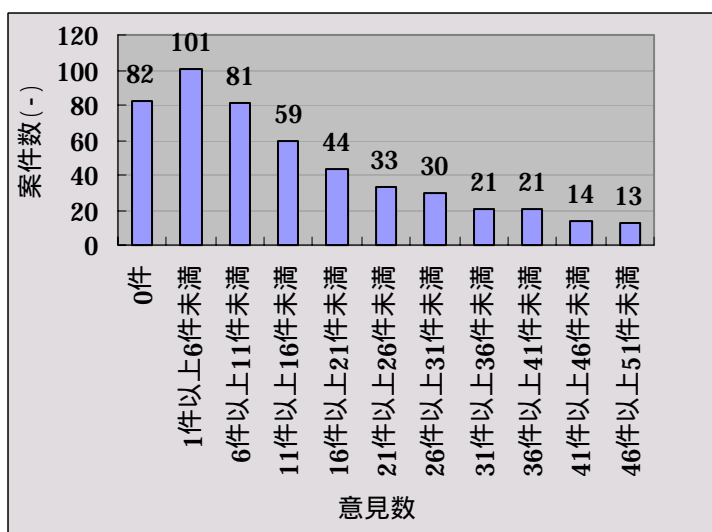


図 2-5 意見数ごとの案件数（0 件以上 51 件未満）

件数の最も多い 0 件以上 51 件未満をさらに 5 件ごとに分類したものを図 2-5 に示す。

1 件以上 6 件未満から 46 件以上 51 件未満にかけて案件数は減少していき、1 件以上 6 件未満では 101 件あるが、46 件以上 51 件未満では 13 件となっている。

また、以下の図 2-6 で 0 件から 10 件を詳しく示す。

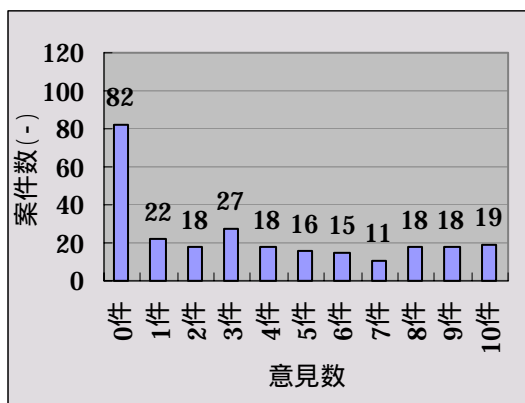


図 2-6 意見数ごとの案件数（0 件以上 11 件未満）

意見数について 0 件以上 11 件未満をさらに 1 件ごとに分類したものを図 2-6 に示す。

0 件が飛びぬけて多く、1 件から 10 件を 1 件ごとに案件数を比較しても特徴はない。

図 2-4 で 1 件以上 51 件未満が飛びぬけて多く見えたのは、意見数を 5 件ごとに考えた時に、1 件以上 51 件未満で案件数に急な右下がりの傾向があるからだとわかった。また、1 件から 10 件を比較しても特に、右下がりの傾向等は見られない。

また、図 2-4 より 501 件以上の案件名を意見数を表 2-23 に示す。

表 2-23 意見数 501 件以上の案件名と都道府県

意見数	都道府県	名称
506	大阪府	「大阪21世紀の環境総合計画策定
531	京都府	京都府男女共同参画推進条例（仮称）案
544	熊本県	熊本県人権教育・啓発基本計画（仮称）素案
576	群馬県	次期県総合計画 21世紀のプラン（案）
588	三重県	総合計画三重のくにつくり宣言第二次実施計画素案
595	三重県	新しい総合計画三重のくにつくり宣言第二次実施計画中間案
645	群馬県	次期群馬県障害者プラン（案）
645	熊本県	熊本県男女共同参画推進条例（素案）
673	滋賀県	（仮称）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（案）
697	神奈川県	少子化時代の子育て支援取組指針（案）
704	山梨県	県立女子短期大学改革の基本方針について（中間公表）
762	兵庫県	行財政構造改革推進方策後期 5 か年の取組み
774	滋賀県	健康滋賀 21プラン（仮称）素案
935	滋賀県	滋賀県男女共同参画推進条例要綱案
989	大阪府	大阪府男女共同参画推進条例案骨子
1050	愛媛県	瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画（案）
1199	岩手県	健康いわて21プラン
2373	神奈川県	第 9 次神奈川県鳥獣保護事業計画改定
2382	大阪府	大阪府行財政計画（素案）
2738	神奈川県	神奈川力構想・プロジェクト 5 1（新総合計画）
3408	島根県	県立学校後期再編成計画
5238	岩手県	県立病院改革基本プラン（案）
25472	滋賀県	滋賀県人権尊重の社会づくり条例要綱案
50411	滋賀県	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案

表 2-23 より、意見数が 501 件以上の案件は 24 あり、この 24 案件が意見数のバラツキ（標準偏差）を広げていると考えられる。

都道府県の中で最も意見が多かったのは滋賀県の滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例案要綱の約 5 万件であった。次に多いのは滋賀県の滋賀県人権尊重の社会づくり条例案要綱案の約 2 万 5 千件であった。3 番目からは 5000 件となっており、1000 件以上の案件は 8 案件となっている。

501 件以上の案件を都道府県ごとに分けると、以下の表 2-24 のようになった。

意見数 501 件以上の案件と都道府県の数を表 2-24 に示す。

表 2-24 意見数 501 件以上の案件と都道府県名

都道府県	案件数(件)
滋賀県	5
大阪府	3
神奈川県	3
岩手県	2
群馬県	2
三重県	2
熊本県	2
山梨県	1
京都府	1
兵庫県	1
鳥根県	1
愛媛県	1

表 2-24 より滋賀県が 5 案件ある。次に多いのは大阪府、神奈川県の 3 案件となっている。

図 2-4 が都道府県の意見数ごとの案件数と割合を示した図で、この図 2-4 の意見数ごとの割合が都道府県別・系統別・条例・計画等別によって違いが出てくるのかを知る。

2-4-4-1 意見数の都道府県別比較

都道府県別の意見数の平均と標準偏差と分布を「平均」で降順にしたものを表 2-25 に示す。

割合は、決まった意見数の案件数/全体の意見数の案件数

意見数は都道府県別の人口で割っている。また、パブリックコメントの要綱・指針には提出権をもつものは「県民」が 17、「県民等」が 17 と 50%ずつとなっている。

表 2-25 より平均は 3.8 件～948.4 件までで、標準偏差は 1.8～5092.8 まであり、平均と標準偏差の相関は 0.9 と相関と強い関係がある。平均が高くなれば標準偏差が高くなっている。また、平均が高くととも 0 件と 1 件以上 51 件未満が特に少なくないことから、平均が高くなっているのは個々の案件で意見数の特に多いものがあると考えられる。

1 件以上 51 件未満の割合は 5%～100%と大きさは異なり、愛知県を除いてすべての都道府県では、「割合の軸（最も多い割合）」は 1 件以上 51 件未満となっている。このことから

都道府県別に意見数が異なる傾向があると考えられる。

以上のことから、都道府県別に意見数が異なるという傾向も考えられ、特に個々の案件で都道府県に関係なく意見数が多いものがあると言える。

表 2-25 都道府県別意見数の平均と標準偏差と分布

都道府県	平均 (件)	標準偏 差 (件)	分布												案件 数 (件)
			0件 (%)	1件 以上 51件 未満 (%)	51件 以上 101 件未 満 (%)	101 件以 上 151 件未 満 (%)	151 件以 上 201 件未 満 (%)	201 件以 上 251 件未 満 (%)	251 件以 上 301 件未 満 (%)	301 件以 上 351 件未 満 (%)	351 件以 上 401 件未 満 (%)	401 件以 上 451 件未 満 (%)	451 件以 上 501 件未 満 (%)	501 件以 上 (%)	
滋賀県	948.4	5092.8	13	43	16	10	3	5		2	2			8	63
島根県	729.9	1721.1	11	33	11	22	11							11	9
岩手県	175.4	642.3	26	41	9	3	9				3	3		6	34
徳島県	106.3	116.8		50	21	4	13	8			4				24
山梨県	81.9	172.9		63	21	11								5	19
愛媛県	59.8	181.1		86	7									7	14
富山県	54.3	56.1		60		40									5
大分県	45.1	95.0	13	63	6	6	6						6		16
群馬県	44.6	82.7	20	54	3	3	6		3			6		6	35
宮崎県	41.8	69.8	9	64	18				9						11
神奈川県	36.9	72.0	3	28	21	7	10	3	3	7	3		3	10	29
三重県	36.9	79.9	3	76	10			3						7	29
長崎県	35.8	60.4		76	6	6	6				6				17
栃木県	30.5	36.6	3	60	13	7	10	3	3						30
香川県	30.2	60.7	20	60	7	7		7							15
福井県	27.1	26.5		80	20										5
熊本県	27.0	63.2	4	75	15	2								4	48
兵庫県	24.5	38.2		46	23	15							8	8	13
京都府	23.5	40.1	5	71	5	8	5					3		3	38
佐賀県	16.4	40.9	33	60		7									15
福島県	14.9	25.6	24	52	19			5							21
宮城県	14.7	30.5	25	67					8						12
秋田県	14.7	14.9		90	10										10
愛知県	14.3	5.8		5	58	21	16								19
新潟県	13.2	14.4		75	25										4
大阪府	12.6	37.6	8	60	13	5	5		2			2		5	60
青森県	12.2	17.5	39	53	8										38
埼玉県	11.5	10.2		42	17	25	8	8							12
北海道	11.0	18.1	19	54	8	8	4	4					4		26
山口県	10.9	9.3		100											5
岡山県	10.1	19.2	12	81	4		4								26
奈良県	5.8	1.8		100											3
山形県	5.4	3.5	14	86											7
千葉県	3.8	3.4	25	50	25										8
全案件	126.5	1557.4	11	58	13	6	4	2	1	0	1	1	1	3	720

また、意見数は都道府県別、系統別、条例・計画別の違いが大きいだらうと予想する。

都道府県別に意見数が異なるのかを系統別、条例・計画別と比較できるようにするために、0件以上51件未満の案件を10件以上実施している都道府県と意見数で相関比を求めた。なお、信頼性を高めるため0件以上51件未満の案件を10件以上実施している都道府県で値を出した。相関比は0.15。P値は0となり信頼性の高い数値となった。

2-4-4-2 意見数の系統別比較

系統別に意見数ごとの案件数の割合を表2-26に示す。

割合は、決まった意見数の案件数/全体の意見数の案件数

表 2-26 系統別意見数の平均と標準偏差と分布

系統	平均(件)	標準偏差(件)	分布												案件数(件)
			0件以上51件未満(%)	1件以上101件未満(%)	51件以上151件未満(%)	101件以上201件未満(%)	151件以上251件未満(%)	201件以上301件未満(%)	251件以上351件未満(%)	301件以上401件未満(%)	351件以上451件未満(%)	401件以上501件未満(%)	451件以上501件以上(%)		
環境系	497.0	4072.6	1	61	14	6	11	1						5	80
生活系	22.3	50.1	15	59	18	1	1	1					1	3	74
健康系	67.2	326.3	7	60	11	7	1	3	2	1		1	1	4	143
総務・政策・企画系	221.0	1718.8	5	54	16	7	4	1	1		3	1	1	7	116
商工観光労働系	23.8	45.7	16	62	6	10	2	2						2	50
土木系	20.8	48.8	28	51	10	4	3	1	1	1	1				99
農林水産系	17.3	37.3	19	67	10		3	1							70
警察系	20.0	56.4	15	69	8	4					4				26
教育系	144.0	706.2	2	47	16	11	11	3	2			3		5	62
全案件	126.5	1557.4	11	58	13	6	4	2	1	0	1	1	1	3	720

表2-26より平均は17.3件~497件までで、標準偏差は37.3~4072.6まであり、平均と標準偏差の相関はほぼ1と強い関係がある。平均が高くなれば標準偏差が高くなっている。また、平均が高くとも低くとも、1件以上51件未満の割合が平均に近いことから個々の案件で意見数の特に多いものがあると考えられる。

よって、系統別に意見数が異なる傾向はなく、個々の案件で系統別に関係なく意見数が多いものがあると言える。

また、意見数は都道府県別、系統別、条例・計画別の違いが大きいだらうと予想する。

系統別に意見数が異なるのかを都道府県別、条例・計画別と比較できるようにするために、系統と意見数で相関比を求めた。なお、信頼性を高めるため0件以上51件未満で値を出した。相関比は0.06。P値は0.0003となり信頼性の高い数値となった。

2-4-4-3 意見数の条例・計画等別比較

計画・条例等別に意見数ごとの案件数の割合を表2-27に示す。

割合は、決まった意見数の案件数/全体の意見数の案件数

この表 2-27 より平均は 16.9 件～438.6 件までで、標準偏差は 31.1～3511.1 まであり、平均と標準偏差の相関はほぼ 1 と強い関係がある。平均が高くなれば標準偏差が高くなっている。また、平均が高くとも低くとも、1 件以上 51 件未満の割合が平均に近いことから個々の案件で意見数の特に多いものがあると考えられる。

よって、条例・計画等別に意見数が異なる傾向はなく、個々の案件で条例・計画等に関係なく意見数が多いものがあると言える。

また、意見数は都道府県別、系統別、条例・計画別の違いが大きいだらうと予想する。

条例・計画別に意見数が異なるのかを都道府県別、系統別と比較できるようにするために、条例・計画等と意見数で相関比を求めた。なお、条例・計画等の P 値を下げるために、条例・計画等の分類を条例 = 条例。計画 = 計画、プラン、構想、ビジョン、プログラム。指針 = 指針、方針、ガイドライン。その他 = その他、方策。とし、信頼性を高めるため 0 件以上 51 件未満で値を出した。相関比は 0.01。P 値は 0.15 となり信頼性の低い数値となったが相関比が極端に低いため信頼性が低くても比較できると判断する。

表 2-27 条例・計画等別意見数の平均と標準偏差と分布

計画・条例等	平均 (件)	標準偏差 (件)	分布												案件数 (件)
			0件 (%)	1件 以上 51件 未満 (%)	51件 以上 101 件未 満 (%)	101 件以 上 151 件未 満 (%)	151 件以 上 201 件未 満 (%)	201 件以 上 251 件未 満 (%)	251 件以 上 301 件未 満 (%)	301 件以 上 351 件未 満 (%)	351 件以 上 401 件未 満 (%)	401 件以 上 451 件未 満 (%)	451 件以 上 501 件未 満 (%)	501 件以 上 (%)	
計画	58.6	346.2	12	55	13	7	6	1	1		1	1	0	4	273
条例	438.6	3511.1	17	57	10	2	4	3	1	1			1	4	136
指針	21.7	34.4	2	74	6	6		4		2			2	2	47
プラン	99.6	410.0	4	55	16	9	4	2				2	1	5	91
構想	31.3	53.1	10	62	14	5	5				5				21
方針	48.1	124.2	14	55	18	2	4	2	2		2			2	51
ビジョン	16.9	31.1	6	78	11	6									18
ガイドライン	18.6	29.0	17	67	17										6
プログラム	26.8	39.9		64	18	9			9						11
方策	33.5	51.6		80										20	5
その他	25.2	47.2	13	59	13	8	3	1	1		1				86
全案件	126.5	1557.4	11	58	13	6	4	2	1	0	1	1	1	3	745

2-4-4-4 意見数の都道府県別、系統別、条例・計画別の数量化一類

意見数は都道府県別、系統別、条例・計画別の違いが大きいだらうと予想する。

ここで、意見数が都道府県、系統、条例・計画によって意見数が増えているかを知るために、数量化一類を行う。

なお、信頼性を高めるため 0 件以上 51 件未満の案件を 10 件以上実施している都道府県、条例・計画等の分類を条例 = 条例。計画 = 計画、プラン、構想、ビジョン、プログラム。

指針 = 指針、方針、ガイドライン。その他 = その他、方策。とまとめて値を出す。結果を表 2-28 に示す。

表 2-28 レンジ・目的変数と説明要因の相関係数

項目名	レンジ		単相関		偏相関	
	値	順位	値	順位	値	順位
都道府県	27.9959	1位	0.3820	1位	0.4151	1位
系統	9.9457	2位	0.2405	2位	0.2848	2位
条例・計画等	3.5405	3位	0.1101	3位	0.1178	3位

続いて、カテゴリースコアグラフを図 2-7 に示す。

この表 2-28 から都道府県別の単相関が 0.38、系統別の単相関が 0.24、条例・計画別の単相関が 0.11 となった。このなかで、都道府県別が最も相関があり、都道府県によって意見数が動くとわかる。また、系統別でも相関はあり、都道府県別ほどではないが、系統別によって意見数が動くとわかる。また、条例・計画等別では都道府県別、系統別より相関が少ない。

また、図 2-7 のカテゴリースコアグラフより都道府県別では神奈川県が最も意見数が多く、佐賀県が最も意見数が低い。

系統別では「総務・政策・企画」「生活」「環境」は意見数が多く、商工観光労働では意見数は少なかった。また、「健康」も少ない結果となった。

条例・計画別で目立つのは「条例」の意見数が低いことだった。また、指針、計画は似たような数値となった。

カテゴリースコアグラフを見ると都道府県別に大きな差があることがわかる。

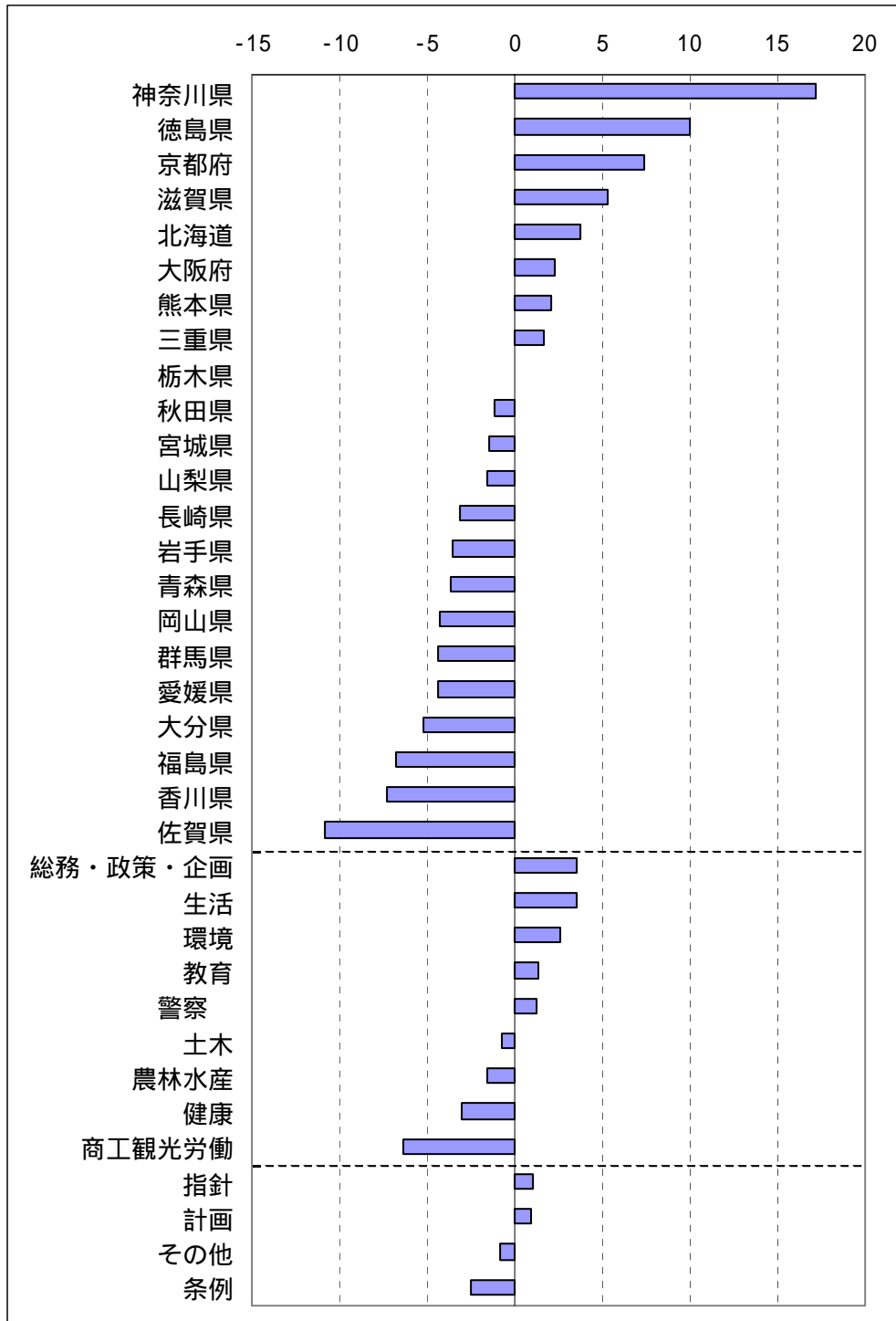


図 2-7 意見数のカテゴリースコアグラフ

2-4-5 変更数

2-4-5-1 変更数の平均と標準偏差と分布

変更数の平均は2.6件となっており、標準偏差は6.7となっている。平均は2.6件なのに対し、標準偏差は6.7という平均より多いバラツキとなっているので、0件と変更数があるもので分かれていると予測できる。

以下、分布を示していく。

変更数について、5個所ごとの案件数を図2-8に示す。

割合は、決まった変更数の案件数/全体の変更数の案件数

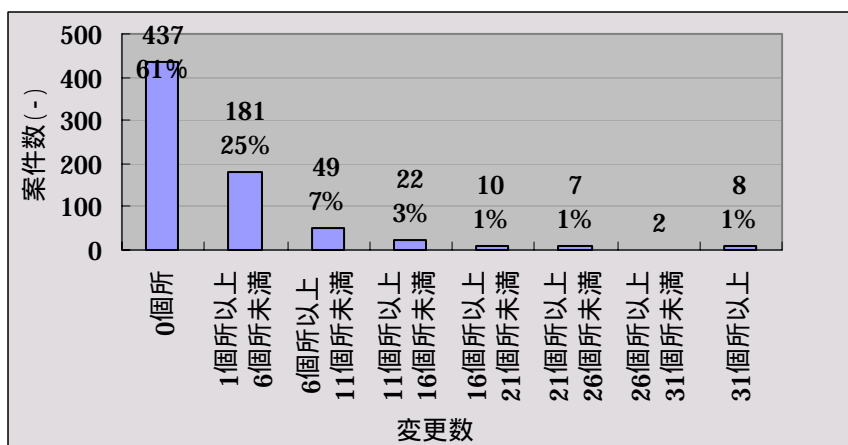


図 2-8 変更数ごとの案件数

最も多かったのは0個所の61%。0個所以上6個所未満だと、全体の約85%に及ぶ。

1個所以上6個所未満と6個所以上11個所未満を比べると3倍以上の差がある。以下の図2-9で1個所以上6個所未満を詳しく示す。

意見数について0個所以上11個所未満をさらに1個所ごとに分類したものを図2-9に示す。

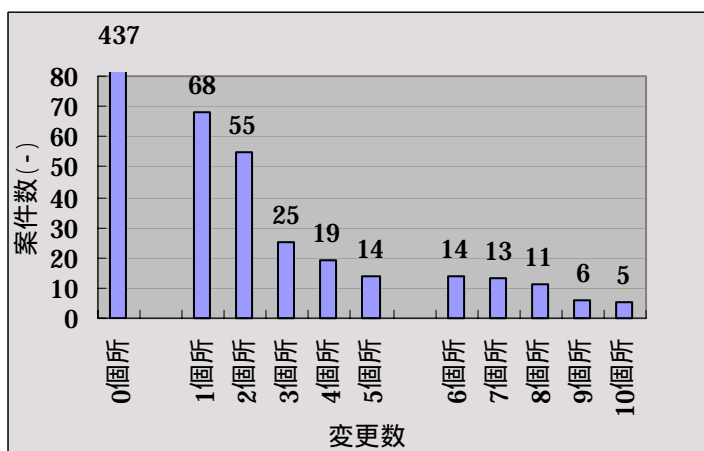


図 2-9 変更数ごとの案件数 (0個所以上11個所未満)

1 箇所ごとに見ると、0 箇所が 1 箇所から 10 箇所に比べ、飛びぬけて多く、1 箇所から 3 箇所で半減しており、後はなだらかに少なくなっている。

また、図 2-9 より、変更数が 31 箇所以上の案件名と都道府県を表 2-29 に示す。

表 2-29 変更数 31 箇所以上の案件名と都道府県

変更数 (箇所)	都道府県	案件名
39	滋賀県	「淡海ゴールドプラン2000」見直し案
41	埼玉県	新障害者プラン(仮称)案
33	神奈川県	かながわ産業活性化指針(仮称)の策定
43	神奈川県	かながわ障害者計画(仮称)原案
60	神奈川県	かながわ人権施策推進指針の骨子案
68	神奈川県	神奈川県男女共同参画計画の骨子案
61	神奈川県	ツインシティ整備計画(案)の策定
53	徳島県	徳島県人権教育推進方針

表 2-29 より変更数が 31 箇所以上の案件数は 8 となった、変更箇所の最も多かったのは神奈川県の神奈川県男女共同参画計画の骨子案の 68 箇所であり、また、ツインシティ整備計画(案)でも 61 箇所、かながわ人権施策推進指針の骨子案でも 60 変更箇所となっている。その他は 30 台が 2 案件、40 台が 2 案件、50 台が 1 案件となっている。

都道府県別にみると神奈川県が 5 都道府県もあり、その他は都道府県が各 1 案件となっている。

図 2-8 の変更数ごとの割合が都道府県別・系統別・条例・計画等別によって違いが出てくるのかを知る。

2-4-5-1 変更数の都道府県別比較

都道府県別に変更数ごとの案件数の割合を 1 件以上 51 件未満で降順にしたものを表 2-30 に示す。

割合は、決まった変更数の案件数/全体の変更数の案件数

表 2-30 より平均は 0 箇所～10.3 箇所までで、標準偏差は 0～20.3 まであり、平均と標準偏差の相関は 0.9 と相関と強い関係がある。平均が高くなれば標準偏差が高くなっている。また、平均が高くとも低くとも 0 箇所と 1 箇所 6 箇所未満が多いことから、平均が高くなっているのは個々の案件で意見数の特に多いものがあると考えられる。

0 箇所の割合は 15%～100%と大きさは異なり、ほとんどの都道府県では、「割合の軸(最も多い割合)」は 0 箇所となっているが、兵庫県と埼玉県は 1 箇所以上 6 箇所未満に「割合の軸」がある。このことから都道府県別に変更数が異なる傾向があると考えられる。

以上のことから、都道府県別に変更数が異なるという傾向も考えられ、特に個々の案件で都道府県に関係なく変更数が多いものがあると言える。

表 2-30 都道府県別変更数の平均と標準偏差と分布

	平均 (個所)	標準 偏差 (個所)	分布							案件 数 (件)	
			0件 (%)	1件以 上6件 未満 (%)	6件以 上11件 未満 (%)	11件以 上16件 未満 (%)	16件以 上21件 未満 (%)	21件以 上26件 未満 (%)	26件以 上31件 未満 (%)		31件以 上(%)
神奈川県	10.3	20.3	45	34	3					17	29
兵庫県	6.8	7.2	15	46	23			15			13
滋賀県	5.8	7.0	29	30	22	10	6	2		2	63
岩手県	4.8	7.7	51	20	9	11		3	6		35
新潟県	4.5	7.2	50	25			25				4
埼玉県	4.1	11.2	42	50						8	12
大阪府	3.4	5.9	47	35	8	3	2	5			60
山梨県	3.4	5.4	47	32	5	11	5				19
徳島県	2.5	10.5	75	21						4	24
北海道	2.4	3.8	46	38	8	8					24
秋田県	1.9	3.2	50	40		10					10
三重県	1.9	3.8	69	14	14		3				29
熊本県	1.8	2.9	46	46	4	4					48
福井県	1.8	3.1	60	20	20						5
愛媛県	1.8	2.5	53	33	13						15
福島県	1.8	4.9	81	10		5	5				21
群馬県	1.7	3.0	51	40	6	3					35
長崎県	1.6	1.9	44	44	6	6					18
山口県	1.4	2.8	80		20						5
香川県	1.4	2.6	73	13	13						15
愛知県	1.4	1.9	47	47	5						19
宮城県	1.3	2.4	67	17	17						12
山形県	1.1	1.7	57	43							7
栃木県	1.0	3.7	83	13			3				30
岡山県	0.5	1.5	85	12	4						26
大分県	0.5	1.7	88	6	6						16
佐賀県	0.5	1.3	80	20							15
宮崎県	0.5	0.8	73	27							11
千葉県	0.1	0.3	88	13							8
青森県	0.0	0.0	100								33
富山県	0.0	0.0	100								5
京都府	0.0	0.0	100								38
奈良県	0.0	0.0	100								3
島根県	0.0	0.0	100								9
全案件	2.6	6.7	61	25	7	3	1	1	0	1	716

2-4-5-2 変更数の系統別比較

系統別に変更数ごとの案件数の割合を表 2-31 に示す。

割合は、決まった変更数の案件数/全体の変更数の案件数

表 2-31 系統別変更数の平均と標準偏差と分布

系統	平均 (個所)	標準 偏差 (個所)	分布								案件 数 (件)
			0個所 (%)	1個所 以上6 個所未 満 (%)	6個所 以上11 個所未 満 (%)	11個所 以上16 個所未 満 (%)	16個所 以上21 個所未 満 (%)	21個所 以上26 個所未 満 (%)	26個所 以上31 個所未 満 (%)	31個 所以上 (%)	
環境系	2.2	4.2	51	36	7	4	1	1			81
生活系	1.2	2.4	70	21	8	1					73
健康系	4.2	10.0	50	31	9	4	2	1		3	143
総務・政策・企 画系	3.0	5.8	59	26	3	4	3	3	1		115
商工観光労働系	1.9	5.6	66	24	6			2		2	50
土木系	2.1	7.2	72	16	7	2			1	1	97
農林水産系	1.4	3.6	71	20	3	4	1				70
警察系	0.7	1.8	76	16	8						25
教育系	3.2	7.7	55	27	10	3	3			2	62
全案件	2.6	6.7	61	25	7	3	1	1	0	1	716

表 2-31 より平均は 0.7 箇所～4.2 箇所までで、標準偏差は 1.8～10 まであり、平均と標準偏差の相関は 0.9 と強い関係がある。平均が高くなれば標準偏差が高くなっている。また、平均が高くとも低くとも、各系統の 0 箇所・1 箇所以上 6 箇所未満の割合は平均と近く、個々の案件で変更数の特に多いものがあると考えられる。

よって、系統別に変更数が異なる傾向はなく、個々の案件で系統等に関係なく意見数が多いものがあると言える。

2-4-5-3 変更数の条例・計画等別比較

計画・条例別に変更数ごとの案件数の割合を表 2-32 に示す。

割合は、決まった変更数の案件数/全体の意見数の案件数

表 2-32 より平均は 1.2 箇所～5.2 箇所までで、標準偏差は 2.8～10.4 まであり、平均と標準偏差の相関は 0.9 と強い関係がある。平均が高くなれば標準偏差が高くなっている。また、平均が高くとも低くとも、各計画・条例等の 0 箇所・1 箇所以上 6 箇所未満の割合は方策以外では平均と近く、個々の案件で変更数の特に多いものがあると考えられる。

よって、条例・計画等別に変更数が異なる傾向はなく、個々の案件で系統等に関係なく意見数が多いものがあることがわかった。

表 2-32 条例・計画等別変更数の平均と標準偏差と分布

計画・条例等	平均 (個所)	標準 偏差 (個所)	分布								案件 数 (件)
			0個所 (%)	1個所 以上6 個所未 満 (%)	6個所 以上11 個所未 満 (%)	11個所 以上16 個所未 満 (%)	16個所 以上21 個所未 満 (%)	21個所 以上26 個所未 満 (%)	26個所 以上31 個所未 満 (%)	31個所 以上 (%)	
計画	3.0	7.7	57	27	7	3	2	2	0	1	275
条例	1.2	3.2	72	21	4	2	1				135
指針	5.2	10.4	47	26	15	4	2	2		4	47
プラン	3.3	7.2	54	29	9	3	1		1	2	89
構想	1.7	2.8	62	29	10						21
方針	2.9	8.0	52	38	2	6				2	48
ビジョン	1.9	2.9	50	39	6	6					18
ガイドライン	1.5	2.9	67	17	17						6
プログラム	1.3	2.3	64	27	9						11
方策	2.8	2.3	20	60	20						5
その他	1.8	4.7	72	16	5	5		1	1		86
全案件	2.6	6.7	60	26	7	3	1	1	0	1	741

2-4-6 公表方法

都道府県の案件中 1006 件中、募集要項が公表されていたのが 215 件。

その中でホームページ、窓口配布、その他の公表方法が明記されているかの割合を表 2-33 に示す。

表 2-33 公表方法と割合

公表方法	案件数(件)	割合(%)
ホームページ	180	84
窓口配布	123	57
報道発表	3	1
新聞・雑誌等による広報	0	0
広報誌(紙)掲載	0	0
県政記者クラブ	2	1
望む者に郵送	6	3
募集要項を公表している件数	215	

ホームページに 84%の案件が示しているが、窓口配布については 57%と低い。この情報はホームページにより収集したので、ホームページは 100%のはずなのだが、84%となっている。ホームページで公表しているが記載していない案件は 16%あることから、窓口配布やその他の公表方法も公表はしているが、記載していない案件があると予想される。

各都道府県のパブリックコメントの要綱・指針では香川県と長崎県以外では公表方法は窓口配布とホームページの公表を基本とし、必要があれば、その他の公表方法をするように明記されている。窓口配布がホームページより低いということは、窓口配布よりホームページに掲載することの方が重要だと考えている案件が多いということが考えられる。

募集要項を公表している 215 件中で都道府県別にホームページ、窓口配布、その他の公

表方法が明記されているかの割合を表 2-34 に示す。募集要項を公表している都道府県は 17 つである。

募集要項の公表の割合は、募集要項を公表している案件数/都道府県の案件数

ホームページの割合は、ホームページへの掲載/募集要項を公表している案件数

窓口配布の割合は、窓口配布/募集要項を公表している案件数

表 2-34 募集要項を公表している都道府県と公表方法

都道府県	都道府県の案件数(件)	募集要項を公表している案件数(件)	ホームページへの掲載	窓口配布	報道発表	新聞・雑誌等による広報	広報誌(紙)掲載	その他	募集要項の公表の割合(%)	ホームページの割合(%)	窓口配布の割合(%)
神奈川県	48	18	18	18					38	100	100
大分県	24	9	9	9					38	100	100
秋田県	16	8	8	8					50	100	100
宮崎県	11	2	2	2					18	100	100
宮城県	13	1	1	1	1				8	100	100
長崎県	22	1	1	1					5	100	100
福島県	23	1	1	1					4	100	100
岩手県	74	1	1	1					1	100	100
北海道	74	4	4	3					5	100	75
滋賀県	65	63	63	7					97	100	11
千葉県	8	1	1	0				1	13	100	0
愛媛県	39	38	36	36					97	95	95
山梨県	19	19	18	18					100	95	95
大阪府	76	7	6	5					9	86	71
富山県	5	3	2	2					60	67	67
奈良県	5	3	2	2					60	67	67
三重県	62	31	7	9	2			7	50	23	29
島根県	9	2	0	0					22	0	0
徳島県	26	3	0	0					12	0	0

募集要項に関しては、募集期間が終わればホームページから削除されることがあるため、この表 2-34 ではホームページへの掲載の割合と窓口配布の割合に着目する。

公表方法についてはホームページと窓口以外では三重県と千葉県と宮城県が明記しており、他の 14 都道府県では書かれていない。また、窓口配布を明記している案件は、三重県の 2 つの案件を除き、ホームページへの掲載を明記している案件であった。

そして、募集項目を公表している案件数が 31 件でホームページ、窓口配布の割合が 30% 以下の三重県は他の都道府県と比べ、今後も募集要項に公表方法を明記しない可能性が高いと考えられる。

2-4-7 提出方法

都道府県の案件数 1006 件中、募集要項が公表されていたのが 215 件。

その中で郵便、電子メール、ファクシミリ、直接提出の提出方法が明記されているかの割合を表 2-35 に示す。

表 2-35 提出方法と割合

提出方法	案件数(件)	割合(%)
郵便	194	90
電子メール	194	90
ファクシミリ	190	88
直接提出	2	1
募集要項を公表している件数	215	

郵便、電子メールともに 90%の案件が示し、ファクシミリについては、88%の案件が示している。直接提出は 1%とごくわずかであった。

募集要項が公表されている 215 件の中で都道府県別に郵便、電子メール、ファクシミリ、直接提出の提出方法が明記されているかの割合を表 2-36 に示す。募集要項を公表している都道府県は 17 つである。

募集要項の公表の割合は、募集要項を公表している案件数/都道府県の案件数

郵便・電子メールの割合は、郵便・電子メール/募集要項を公表している案件数

ファクシミリの割合は、ファクシミリ/募集要項を公表している案件数

募集要項に関しては、募集期間が終わればホームページから削除されることがあるため、この表 2-36 では郵便・電子メールの割合とファクシミリの割合に着目する。

郵便を明記している案件にはすべて、電子メールも明記されている。また、ファクシミリも大分県、北海道、山梨県に含まれる 4 案件を除くすべての案件に郵便、電子メールが共に明記されている。

提出方法については郵便と電子メールとファクシミリ以外では神奈川県だけが、直接提出を明記していた。また、募集要項を公表している案件数が 19 件で郵便、電子メール、ファクシミリの割合がともに 60%以下の山梨県は今後も募集要項に提出方法を明記しない可能性が高いと考えられる。

表 2-36 募集要項を公表している都道府県と提出方法

都道府県	都道府県の案件数(件)	募集要項を公表している案件数(件)	郵便	電子メール	ファクシミリ	直接提出	募集要項の公表の割合(%)	郵便・電子メールの割合(%)	ファクシミリの割合(%)
滋賀県	65	63	63	63	63		97	100	100
奈良県	5	3	3	3	3		60	100	100
秋田県	16	8	8	8	8		50	100	100
神奈川県	48	18	18	18	18	2	38	100	100
宮崎県	11	2	2	2	2		18	100	100
千葉県	8	1	1	1	1		13	100	100
宮城県	13	1	1	1	1		8	100	100
長崎県	22	1	1	1	1		5	100	100
福島県	23	1	1	1	1		4	100	100
岩手県	74	1	1	1	1		1	100	100
大分県	24	9	9	9	7		38	100	78
北海道	74	4	4	4	3		5	100	75
愛媛県	39	38	36	36	36		97	95	95
三重県	62	31	27	27	27		50	87	87
大阪府	76	7	6	6	6		9	86	86
富山県	5	3	2	2	2		60	67	67
山梨県	19	19	10	10	9		100	53	47
徳島県	26	3	1	1	1		12	33	33
島根県	9	2					22	0	0

2-4-8 回答の対応を示すもの

回答の対応を示すものにおける案件数と割合を表 2-37 に示す。

表 2-37 回答の対応を示すものと割合

表現方法	案件数(件)	割合(%)
修正した個所を修正前・修正後で表現	6	1
意見に対する回答を「記載済み、修正、参考、その他」などで表現	104	18
結果を公表している案件	579	100

都道府県の案件中 1006 件中、結果が公表されていたのが 579 件。

回答の対応を示す方法としては 2 種類に分けられる。6 件あった修正した個所のみの対応を示すものと記載済み、修正、参考、その他等に対応全般に対して示すものが 104 件ある。

その結果の中で回答の対応を示す案件が 110 件と結果が公表されていた案件の 18%あった。

結果を公表していた 579 件の中で修正した個所を都道府県別に、修正前・修正後、意見に対する回答を「記載済み、修正、参考、その他」などで表現という回答の対応を示すものが明記されているかの割合を表 2-38 に示す。

結果の公表の割合は、結果を公表している案件数/都道府県の案件数

修正前・修正後の割合は、修正した個所を修正前・修正後で表現/結果を公表している案件数

「記載済み、修正、参考、その他」の割合は、意見に対する対応を「記載済み、修正、参考、その他」などで表現/募集要項を公表している案件数

表 2-38 結果を公表している都道府県と回答の対応を示すもの

都道府県	都道府県の案件数 (件)	結果を公表している 案件数 (件)	修正した個所を修正 前・修正後 で表現	意見に対する 回答を 「記載済み、修正、 参考、その他」などで 表現	結果の 公表の 割合 (%)	修正 前・修 正後の 割合 (%)	「記載 済み、 修正、 参考、 その他」 の割合 (%)
大阪府	76	58	3		76	5	0
滋賀県	65	63	3		97	5	0
新潟県	8	4		4	50	0	100
熊本県	49	42		41	86	0	98
長崎県	22	16		12	73	0	75
岩手県	74	23		17	31	0	74
神奈川県	48	26		16	54	0	62
島根県	9	5		2	56	0	40
宮崎県	11	10		2	91	0	20
徳島県	26	10		1	38	0	10
三重県	62	25		2	40	0	8
愛媛県	39	15		1	38	0	7
山梨県	19	19			100	0	0
兵庫県	13	13			100	0	0
愛知県	20	18			90	0	0
京都府	40	36			90	0	0
香川県	15	12			80	0	0
宮城県	13	10			77	0	0
山口県	7	5			71	0	0
岡山県	26	18			69	0	0
山形県	10	6			60	0	0
奈良県	5	3			60	0	0
群馬県	47	28			60	0	0
秋田県	16	9			56	0	0
大分県	24	13			54	0	0
千葉県	8	4			50	0	0
埼玉県	21	9			43	0	0
福島県	23	7			30	0	0
北海道	74	22			30	0	0
佐賀県	17	4			24	0	0
富山県	5	1			20	0	0
栃木県	32	5			16	0	0
福井県	46	5			11	0	0
青森県	36	3			8	0	0

都道府県の案件中 1006 件中、結果が公表されていたのが 579 件。

結果を公表している 34 の都道府県の中で大阪府と滋賀県の 2 の都道府県が修正した個所を修正前・修正後で表現している案件を持ち、また、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県、島根県、宮崎県、徳島県、三重県、愛媛県の 10 の都道府県が意見に対する回答

を「記載済み、修正、参考、その他」などで表現をしている案件を持つ。特に、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県は修正の表現をしている案件が10件以上あり、割合も半数以上となっているので、今後も修正を表現する可能性が高いと考えられる。

2-4-9 募集期間と意見数の相関関係

募集期間と意見数の相関図を図 2-10 に示す

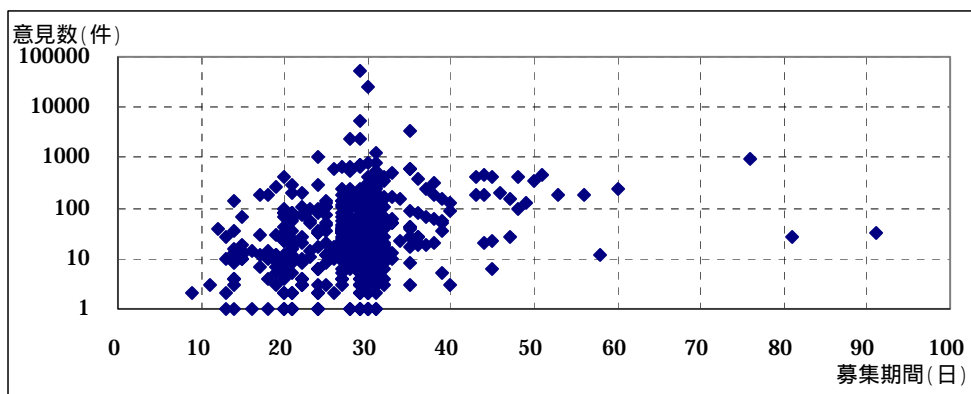


図 2-10 募集期間と意見数の相関図

募集期間と意見数をともに公表している 697 の案件に対しての相関関係を見る。相関係数は約 0.02 となり、相関があるとは考えられないので、募集期間と意見数は関係がないと言える。

しかし、募集期間が10日付近では意見数が少ない。また、60日以上の分布から募集期間が長くても意見数が多くなるとは言えない。

2-4-10 意見数と変更数の相関関係

意見数と変更数の相関図を図 2-11 に示す

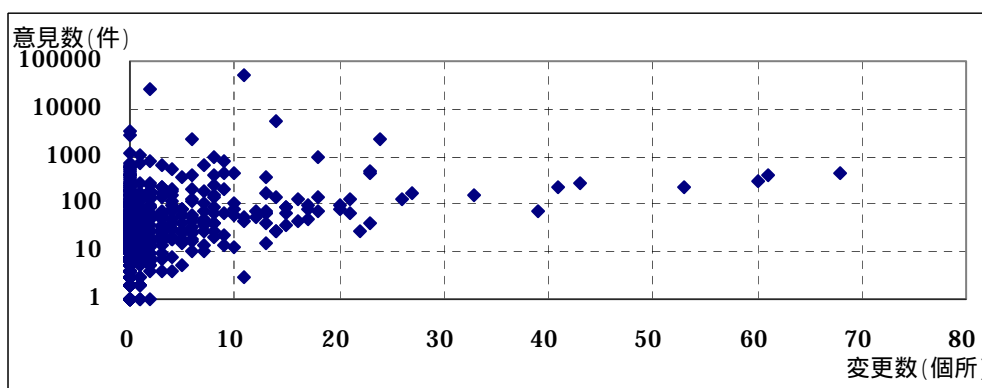


図 2-11 意見数と変更数の相関図

意見数と変更数をともに公表している 713 の案件に対しての相関関係を見る。相関係数は約 0.07 となり、相関があるとは考えられないので、意見数と変更数は関係

がないと言える。

この分布から意見数の多さに関わらず変更数が10個所以下である案件がほとんどを占めることがわかる。よって意見数が多くなれば変更数が多くなるとは考えられない。案件の変更数は意見数と関係なく、案件本来が変更数の限度を持っているのかもしれない。

2-5 まとめ

募集期間、意見数、変更数、公表方法、提出方法、回答の対応を示すものの実施状況を表 2-39 に示す。

表 2-39 募集期間、意見数、変更数、公表方法、提出方法、回答の対応を示すものの実施状況

	実施状況	平均	標準偏差	最も多い幅	特徴
1)	募集期間	28.1日	7.5日	28日以上35日未満で全体の約60%	29日、30日、31日で全体の約50%。14日、20日、21日は周りとは比べ割合が高めとなる。
2)	意見数	126.5件	1557.4件	1件以上51件未満で全体の約60%	0件が全体の約10%。0件の割合が高く、5件ごとに割合がなだらかに少なくなっていく。
3)	変更数	2.6個所	6.7個所	0個所で全体の約60%	0個所の割合が飛びぬけて高く、1箇所(9%)から3箇所(3%)と半減し、後はなだらかに少なくなっていく。
4)	公表方法				ホームページへの掲載 84% 窓口配布 57%
5)	提出方法				郵便 90% 電子メール 90% ファクシミリ 88% 直接提出 1%
6)	回答の対応を示すもの				18%の案件が公表。特に、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県、は全体の50%以上の案件が回答の対応を示すものを付けている。

1) 募集期間

募集期間の平均は28.1日の約1ヶ月、標準偏差は7.5というバラツキとなっている。

募集期間を1週間ごとに分け、最も多かったのは28日以上35日未満であり、全募集期間の案件数の約60%を占める。他に多いので目立つのは14日以上21日未満の17%、14日以上21日未満の13%となっている。

また、1日ごとに分けると、29日、30日、31日が多く、この3日を合わせると全募集期間の案件数の約50%を占めることから、約1ヶ月が最も案件数が多かったことになる。

図のグラフの流れに合わずに目立っている日は14日(2週間)、20日(はつか)、21日(3週間)である。14日、20日、21日が一部の都道府県の影響が強かった。

募集期間が14日、20日、21日で案件数・割合が比較的多い都道府県を表 2-40 に示す。

表 2-40 募集期間、14日・20日・21日で案件数・割合が比較的多い都道府県

公表期間	14日	20日	21日
	福井県10件、22%	群馬県7件、15%	岡山県6件、23%
	愛媛県6件、15%	愛媛県4件、10%	福井県5件、11%
	佐賀県4件、24%	大分県3件、13%	大分県3件、13%

特に14日では福井県、愛媛県、佐賀県の件数・割合が比較的多かった。

20日では群馬県、愛媛県、大分県の件数・割合が比較的多かった。

21日では岡山県、福井県、大分県の件数・割合が比較的多かった。

募集期間 都道府県別の影響が強い

また、募集期間は系統別、条例・計画等別はあまり関係なく、都道府県別の影響を受けていると言える。また、募集期間はパブリックコメント要項・指針によって決められているので、都道府県別に影響が出たのは要綱・指針による違いによるものだと推測される。

しかし、都道府県に関係なく、案件によって募集期間が異なるものも見られる。

要綱・指針の募集期間の設定と実施状況を比較する。

29日以上・29日以上32日未満の割合がもっとも多い設定は「少なくとも1ヶ月以上」であり、「少なくとも1ヶ月以上」を「少なくとも」と「1ヶ月以上」と分けて比較しても29日以上・29日以上32日未満の割合が多いということがわかった。

要綱・指針の設定が29日以上の案件数と割合について

要綱・指針の設定が29日以上の案件数と割合を表2-41に示す。

表 2-41 募集期間の設定と都道府県の29日以上の実施状況

	要綱・指針の設定	29日以上 (%)	都道府県数 (-)	幅 (%)	数十%台に 複数の都道 府県がある	数十%台に複数の都道府 県がない
1ヶ月以上	原則・目安として1ヶ月以上	70	10	5~98	70~90	愛知県5%、岡山県46%等
	少なくとも1ヶ月以上	88	3	80~96		
	1ヶ月以上	100	1	なし		
1ヶ月程度	原則・目安として1ヶ月程度	47	13	13~92	20~50	兵庫県92%、島根県73%等
	少なくとも1ヶ月程度	50	1	なし		
	1ヶ月程度	60	1	なし		
その他	少なくとも1週間以上	13	1	なし		
	実施要領又は設定なし	49	2	44~55		

「原則・目安として1ヶ月以上」の割合の幅が5%~98%、「原則・目安として1ヶ月程度」の割合の幅が13%~92%となっており、割合の幅が広い。しかし、その中でも「原則・目安として1ヶ月以上」の中に70%台~90%台に複数、「原則・目安として1ヶ月程度」の中には20%台~50%台に複数の都道府県があり、29日以上の平均の割合は設定の傾向に合っていると考えられる。また、愛知県、岡山県、兵庫県、島根県等、傾向から外れた都道府県もあることから、個々の都道府県の特質も認められる。

要綱・指針の設定が29日以上32日未満の案件数と割合について

募集期間の設定と都道府県の29日以上32日未満の実施状況を表2-42に示す。

表 2-42 募集期間の設定と都道府県の 29 日以上 32 日未満の実施状況

	要綱・指針の設定	29日以上 32日未満 (%)	都道 府県 数 (-)	幅 (%)	数十%台 に複数の 都道府県 がある	数十%台に複数の都道府 県がない
1ヶ月以上	原則・目安として1ヶ月以上	57	10	3~80	50~70	愛知県3%、岡山県38%等
	少なくとも1ヶ月以上	73	3	67~79		
	1ヶ月以上	70	1	なし		
1ヶ月程度	原則・目安として1ヶ月程度	33	13	0~77	10~50	富山県0%、兵庫県77%等
	少なくとも1ヶ月程度	0	1	なし		
	1ヶ月程度	47	1	なし		
その他	少なくとも1週間以上	7	1	なし		
	実施要領又は設定なし	45	2	44~45		

「原則・目安として1ヶ月以上」の割合の幅が3%~80%、「原則・目安として1ヶ月程度」の割合の幅が0%~77%となっており、割合の幅が広い。しかし、その中でも「原則・目安として1ヶ月以上」の中に50%台~70%台に複数、「原則・目安として1ヶ月程度」の中には10%台~50%台に複数の都道府県があり、29日以上32日未満の平均の割合は設定の傾向に合っていると考えられる。また、愛知県、岡山県、富山県、兵庫県等、傾向から外れた都道府県もあることから、個々の都道府県の特質も認められる。

2) 意見数

意見数の平均は126.5件となっており、標準偏差は1557.4となっている。平均は126.5件と多いが、標準偏差が1557.4というバラツキとなっているので、意見数は特に意見数の多い案件がある。意見数を50件ごとに分け、最も多かったのは1件以上51件未満であり、全意見数の案件数の約60%を占める。他に多いので目立つのは0件の約10%となっている。

くなっている。

さらに5件ごとに分けると、1件以上6件未満の数値から16件以上21件未満の数値で半減している。さらに、1件以上6件未満では14%あるのに対し、46件以上51件未満ではすでに2%になっている。

1件ごとに分けると、0件が飛びぬけて多く、1件から10件を1件ごとに案件数を比較しても差はほとんど見られなかった。

これらのことから、意見数は0件が飛びぬけて多く、5件ごとに意見数がなだらかに少なくなっていくということがわかった。

意見数 都道府県別の影響がやや強い

意見数は都道府県別、系統別、条例・計画別に違いがあると予想する。

都道府県別の相関比は0.15、系統別の相関比は0.06、条例・系統別の相関比は0.01となり、都道府県別によって最も違いがあるということがわかった。

また、意見数は都道府県別(単相関0.38)の影響を最も受けており、その次に系統別(単

相関 0.24)、条例・計画別(単相関 0.11)に影響を受けていると言える。しかし、都道府県別に関係なく、案件によって意見数が特に多いものも見られる。

3) 変更数

変更数の平均は 2.6 件となっており、標準偏差は 6.7 となっている。平均は 2.6 件なのに対し、標準偏差は 6.7 という平均より多いバラツキとなっている。

変更数を 5 箇所ごとに分け、最も多かったのは最も多かったのは 0 箇所であり、全変更数の案件数の約 60%を占める。他に多いので目立つのは 1 箇所以上 6 箇所未満の 25%となっている。6 箇所以上 10 箇所未満(7%)から急激に少なくなっている。1 箇所以上 6 箇所未満を詳しく見る。

1 箇所ごとに見ると、0 箇所が飛びぬけて多く、約 60%を占める。1 箇所は 9%、2 箇所は 8%、3 箇所から 3%以下と半減している。後はなだらかに少なくなっていく。

変更数 都道府県別の影響がやや強い

また、変更数は系統別、条例・計画等別はあまり関係なく、都道府県別の影響を受けていると言える。しかし、都道府県別に関係なく、案件によって変更数が異なることが見られる。

4) 公表方法

各都道府県のパブリックコメントの要綱・指針では香川県と長崎県以外では公表方法は窓口配布とホームページの公表を基本とし、必要があれば、その他の公表方法をするように明記されている。ホームページに 84%の案件が示しているが、窓口配布については 57%と低い。この情報はホームページにより収集したので、ホームページは 100%のはずなのだが、84%となっている。ホームページで公表しているが記載していない案件は 16%あることから、窓口配布やその他の公表方法も公表はしているが、記載していない案件があると予想される。

また、窓口配布は三重県の 2 つの案件を除き、要綱・指針にホームページへの掲載を明記することが書かれていれば、窓口配布も明記されていることから、窓口配布よりホームページに掲載することの方が重要だと考えている案件が多いということが考えられる。

そして、募集項目を公表している案件数が 31 件でホームページ、窓口配布の割合が 30%以下の三重県は他の都道府県と比べ、今後も募集要項に公表方法を明記しない可能性が高いと考えられる。

5) 提出方法

郵便、電子メールともに 90%の案件が示しており、ファクシミリについては、88%となっている。直接提出は 1%とごくわずかであった。

郵便を明記している案件にはすべて、電子メールも明記されている。また、ファクシミリも大分県、北海道、山梨県に含まれる 4 案件を除くすべての案件に郵便、電子メールが共に明記されていることがわかった。

提出方法については郵便と電子メールとファクシミリ以外では神奈川県だけが、直接提出を明記していた。また、募集要項を公表している案件数が 19 件で郵便、電子メール、ファクシミリの割合がともに 60%以下の山梨県は今後も募集要項に退出方法を明記しない可能性が高いと考えられる。

6) 回答を示すものをもつ案件

回答の対応を示す案件は 18%あった。回答の対応を示す方法としては 2 種類に分けられる。6 件あった修正した個所のみの対応を示すものと記載済み、修正、参考、その他等に対応全般に対して示すものが 104 件ある。

結果を公表している 34 の都道府県の中で大阪府と滋賀県の 2 の都道府県が修正した個所を修正前・修正後で表現している案件を持ち、また、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県、島根県、宮崎県、徳島県、三重県、愛媛県の 10 の都道府県が意見に対する回答を「記載済み、修正、参考、その他」などで表現をしている案件を持つ。特に、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県は修正の表現をしている案件が 10 件以上あり、回答を示すものをもつ案件の割合も半数以上となっているので、今後も修正を表現する可能性が高いと考えられる。

募集期間と意見数の相関

募集期間と意見数をともに公表している 697 の案件に対しての相関関係を見る。

相関係数は約 0.02 となり、相関があるとは考えられないので、募集期間と意見数は関係がないと言える。

しかし、募集期間が 10 日付近では意見数が少なく、60 日以上の分布から募集期間が長くても意見数が多くなるとは言えない。このことから募集期間は 10 日以上で、60 日以下等の長すぎない期間が適切かと考えられる。

意見数と変更数の相関

意見数と変更数をともに公表している 713 の案件に対しての相関関係を見る。

相関係数は約 0.07 となり、相関があるとは考えられないので、意見数と変更数は関係がないと言える。

しかし、意見数の多さに関わらず変更数が 10 個所以下である案件がほとんどを占める。案件の変更数は意見数と関係なく、案件本来が変更数の限度を持っているのかもしれない。

《参考文献》

- 1) 論題 津村晃：規制の設定・改廃に係るパブリック・コメント、会計と監査、50(5) p32~35、1999 05
- 2) 明渡将 小早川光郎 常岡孝好：研究会「パブリック・コメント手続き」 規制に係る意見提出、ジュリスト、(通号 1159) p72~97、1999 07 01
- 3) 室井力：住民参加のシステム改革、自治問題研究生叢書、p176~177、2003
- 4) 山本聡：パブリック・コメントの現状と課題について、月刊自治フォーラム、(502) p10~14、2001 07
- 5) 寺澤泰大：パブリックコメント・コメント手続きの現状と課題、第一法規、(241) p95~101、2002 02
- 6) 東海林克彦：パブリック・コメント制度に関する一考察、31(2) p60~69、2002
- 7) 豊島明子：地方自治体におけるパブリック・コメントについて、行財政研究、(50) p16~30、2002 09
- 8) 総務省 試行状況調査結果、http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetuduki_f.html
- 9) 都道府県のパブリックコメントのホームページ
北海道：道民意見手続き
<http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-ssnji/publiccomment/jissijoukyou.htm>
青森県：あおもり県民政策提案(パブリック・コメント)の制度
<http://www.pref.aomori.jp/iken/index.htm>
岩手県：パブリック・コメント
<http://www.pref.iwate.jp/~koucho/pabukome/pabucometop.htm>
宮城県：宮城県ノパブリックコメント
<http://www.pref.miyagi.jp/gyoukan/publiccom/publiccomNEW.htm>
秋田県：パブリックコメント一覧
<http://www.pref.akita.jp/kaikaku/public/ichiran.htm>
山形県：パブリック・コメント手続き実施一覧
<http://www.pref.yamagata.jp/sm/shingyozai/466300/newpage9.htm>
福島県：うつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)等
<http://www.pref.fukushima.jp/list/publictop.html>
栃木県：パブリックコメント制度実施要綱
<http://www.pref.tochigi.jp/kensei/pub/2/2-4ichiran.html>
群馬県：県民意見提出制度
<http://a.hatena.ne.jp/go?http://www.pref.gunma.jp/a/12/a0101000.htm>2004
1125162905
埼玉県：埼玉県県民コメント制度

<http://www.pref.saitama.jp/A01/BK00/kenminc/>
千葉県：ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）の実施状況
http://www.pref.chiba.jp/syozoku/b_kouhou/center/pubcom/ichiran.htm
神奈川県：かながわ県民意見反映手続きについて
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kohokenmin/pub-com/index.htm>
新潟県：県民意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）についてのお知らせ
<http://www2.pref.niigata.jp/DB/pabukome010180.nsf/main?OpenView>
富山県：皆さんの声をお聞かせください
http://www.pref.toyama.jp/sections/1101/html/det14_00.htm
福井県：県民パブリックコメント制度実施一覧表
<http://info.pref.fukui.jp/kenmin/publicjissi.html>
山梨県：山梨県 web サイト
http://www.pref.yamanashi.jp/public_comment.htm
愛知県：県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）
<http://www.pref.aichi.jp/koho/plan/plan.htm>
三重県：県民意見反映手続き一覧
<http://www.pref.mie.jp/KOUKAI/pubcom/pcitiran.htm>
滋賀県：滋賀県民政策コメントのページ
<http://www.pref.shiga.jp/public/>
京都府：京都府民意見提出手続き一覧表
<http://www.pref.kyoto.jp/comment/list.htm>
大阪府：パブリックコメント手続きの実施状況
<http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/public/index.htm>
兵庫県：県民意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧表
<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/gallery/sankaku/pc-list.html>
奈良県：奈良県パブリックコメント手続き
<http://www.pref.nara.jp/gyosei/pubcome/index.htm>
島根県：パブリックコメント
<http://www2.pref.shimane.jp/kouhou/iken/>
岡山県：パブリック・コメント一覧
<http://www.pref.okayama.jp/somu/gyokaku/pc/>
山口県：「山口県パブリック・コメント」制度
<http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/koho/pb/public.htm>
徳島県：あなたのご意見をお聞かせください：オープンとくしま・パブリックコメント
<http://www.pref.tokushima.jp/generaladmin.nsf/0/B12AA123B88C8AA949256D7A0020CF40?OpenDocument>

香川県：香川県 パブリックコメント実施一覧

<http://www.pref.kagawa.jp/pubsys/cgi/list.cgi?cmd=level&nd=35>

愛媛県：パブリックコメント

<http://www.pref.ehime.jp/comment/index.htm>

佐賀県：意見募集を行っている計画等は、次のとおりです

<http://www.pref.saga.lg.jp/portal/ty-contents/resources/943/file1/040830131350/bosyuu.htm>

長崎県：長崎政策県民参加制度（パブリック・コメント）について

<http://www.pref.nagasaki.jp/koho/pubcom/index.html>

熊本県：あなたのご意見・ご提案を募集します

<http://www.pref.kumamoto.jp/invited/opinion/index.asp>

大分県：県民意見募集手続き（パブリックコメント）

<http://www.pref.oita.jp/10400/advice/>

宮城県：宮城県 / パブリックコメント

<http://www.pref.miyagi.jp/gyoukan/publiccom/publiccomNEW.htm>

第三章 意見が素案に与える影響

3-1 はじめに

第三章では滋賀県琵琶湖レジャー条例・計画に着目して、意見が素案に与える影響を見ていく。

第三章では琵琶湖レジャー条例のことを条例、琵琶湖レジャー計画のことを計画という。

意見が素案に与える影響とはパブリックコメントの意見による素案の変更のことである。

また、琵琶湖レジャーのパブリックコメントにおける（単なる文言・言い回し、法令上の技術的な修正以外の）基本的に内容に関わる修正は「意見が提出されたから変更したのであって、意見が出なければ変更はしなかった」とヒアリングで確認を取ったので、すべての変更に関して、意見が影響を与えたとして考えてよい。

3-2 目的及び調査方法

第3章の目的は意見が素案に与える影響として、琵琶湖レジャー条例・計画のパブリックコメントでどのような変更がされたかを把握することである。

調査方法はインターネットにより、琵琶湖レジャー条例・計画の「背景」「問題」「募集期間」「公表方法」「募集方法」「意見数」「意見内容」「回答内容」「変更数」「変更点」を把握した。また、ヒアリングによって変更の理由を知った。

ヒアリング対象は当時琵琶湖レジャー条例・計画のパブリックコメントの担当者であった滋賀県琵琶湖レジャー対策室のA氏にお願いした。

ヒアリング日は第1回 2004年9月10日で琵琶湖レジャー計画について聞いた。

第2回 2004年11月25日で琵琶湖レジャー条例について聞いた。

3-3 琵琶湖レジャーを対象にした理由

意見が素案に与える影響を知るために、琵琶湖の外来魚のリリース禁止と2サイクル原動機の禁止で話題となっている琵琶湖レジャー条例・計画に着目した。琵琶湖レジャー条例・計画のパブリックコメントに着目した理由は、環境系のパブリックコメントであること、素案・結果の公表資料が手に入れられること、意見数と変更数が多いことが挙げられる。

また、琵琶湖レジャーの条例と計画における素案の公表内容の程度、公表方法、意見の募集方法や意見のまとめ方、回答の方法が共通しているため、条例と計画の比較がしやすい。そして、琵琶湖レジャーに対して趣旨の合う意見ばかりではなく、趣旨に反する意見も提出されているので、趣旨に反する意見が素案に与えているかを知れる。

素案の公表内容の程度とは、素案に施策の内容がどれほど書かれているかの程度のことを言い、琵琶湖レジャーに関しては、素案に施策の最終案が書かれている。

3-4 全都道府県の中での琵琶湖レジャーの位置

本章の対象となる琵琶湖レジャーは滋賀県の環境系の施策であり、「条例と計画」となっている。募集期間は条例、計画ともに29日で、平均的な位置であり、公表方法、募集方法、提出方法も典型的である。

条例の意見数は全都道府県の中での最高の22203件もある。22203件から類似した意見をまとめると279件の意見項目と139件の回答項目となる。変更数は13箇所、上位の7%に入る。

計画の意見数は637件もあり、上位の3%に含まれ、637件から類似した意見をまとめると132件の意見項目と77件の回答項目となる。変更数は7箇所、上位の14%に入る。

よって琵琶湖レジャーのパブリックコメントは意見数、変更数が十分であり、意見が素案に与える影響を知るには適している。

3-5 琵琶湖レジャー活動の問題点¹⁾

琵琶湖レジャー活動の問題は大きく2つに分類することができる。一つ目は主に迷惑行為に起因するものであり、沿岸住民や漁業関係者、ヨットや漕艇など旧来のレジャー利用者などが堪えることのできない状況が生じていること。具体的には、プレジャーボートなど動力船の騒音の問題、漁港付近での迷惑注射や漁具の損傷、プレジャーボートの利用水域の輻輳に起因するトラブルの発生、ごみの放置などがそれに当たる。これを解消するためには、原因を精査するとともに、レジャー利用者と、住民や琵琶湖に生業を得ている人たちとの間でお互いの立場や事情について理解を深め、利用方法についての合意を形成していく必要がある。湖上交通への支障についても同様である。二つ目は、在来の野生生物への影響や自然環境の汚染を懸念するものであり、具体的には騒音や釣り糸による水取りの生息への影響、車両進入による湖岸植生の損壊、動力船の排気による水質などへの影響がこれに当たる。これについては科学的で客観的な事実を元にし、専門家の意見を聞きながら適切な保全策をとっていかなければならない。

3-6 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要項案について

3-6-1 条例制定の背景¹⁾²⁾

近年、琵琶湖におけるレジャー活動の形態は多様化し、訪れる人が増えている。その活動が琵琶湖の水質に負荷を与え、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼしている。また、琵琶湖固有の生態系の保全という普遍的価値観も様々な活動が行われる中で、損なわれようとしている。そこで、レジャー活動に対する不満や、提起されている諸々の問題を解決していくためには、今までのレジャー利用者の自主性に任せる方針では限界があり、一定の

ルールを設定する必要がある。そのルールは、単に今ある問題点に対処するだけにとどめず、琵琶湖に関わる誰もが安全に過ごすことができ、上述の基本理念を踏まえた琵琶湖におけるレジャー利用全般に関する方向性を示すものとするべきである。そして、そのルールが実効性のあるものとなるよう、既存の法令や体制を生かし、不足の部分については新たな条例も定めた上で、適切に対処していくことが必要である。

3-6-2 条例の概要³⁾

1. 目的

琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境の保全に資すること

2. 各主体の責務

県の責務

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する基本的な施策を策定し、実施するとともに、関係市町の行う施策と連携すること

レジャー利用者の責務

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に努め、県の行う施策に協力すること

関係事業者の責務

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し、必要な措置を講ずるとともに、県の行う施策に協力すること。

3. レジャー利用に伴う環境への負荷の低減に関する施策

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し、施策の総合的な推進のための基本的な計画を策定する。

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷を低減するため、次のような施策を実施する。

- ・レジャー利用者等に対する琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境の保全に関する広報、啓発
- ・県民、レジャー利用者、関係事業者またはこれらの者が組織する団体が行う環境への負荷の少ないレジャー活動を促進するための活動への支援
- ・環境への負荷の少ないレジャー活動の推進等のために必要な施設の整備
- ・琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減のための調査研究およびその公表
- ・レジャー活動に伴う環境への負荷の低減のために必要な指導または啓発を行う監視員の設置

4. プレジャーボートの航行に関する規制等

騒音から住民の生活環境を保全するため、プレジャーボートの航行規制水域を指定することができることとする。

航行規制水域では、湖岸から航行規制水域外への移動等必要最小限の航行を除き、航行を禁止する。

航行制限について違反する者に対し、違反行為の停止の命令を行う。

平成 18 年 4 月 1 日から、環境対策型を除く 2 サイクルエンジンの使用を禁止する。ただし、禁止日（平成 18 年 4 月 1 日）までに環境対策型ではない 2 サイクルエンジンを備えるプレジャーボートを既に所有していた者は、平成 23 年 3 月 31 日までそのプレジャーボートを使用することができることとする。

プレジャーボートの操船者は、改造艇の航行、陸上での不要な空ぶかしをしないよう努めるとともに、湖岸の利用者に配慮するよう努める。

プレジャーボートの操船者は、給油や工作物との衝突等の事故に伴う琵琶湖への燃料の流出を防止するため、適切な方法による給油の実施、安全な航行等に努める。

5. 環境への負荷の少ないレジャー活動の推進

レジャー活動に使用する製品の製造者は、環境配慮製品の開発製造に努め、販売者はその普及のために情報の提供等必要な措置を講じる。

レジャー利用者は、環境配慮製品の使用に努める。

県は、環境配慮製品の使用の促進のため、関係事業者に対し報告を求め、開発状況等の調査を行い製品の琵琶湖の環境への負荷に関する情報の提供その他の必要な措置を講じることとする。

釣り上げたブルーギル等の外来魚のリリースを禁止する。

6. 琵琶湖レジャー利用適正化審議会

琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する事項を調査審議するため、琵琶湖レジャー利用適正化審議会を設置する。

7. 罰則

プレジャーボートの航行規制水域内での違反行為停止命令に従わない場合について、罰則を設ける。

3-6-3 条例の実施状況⁴⁾

条例の実施状況を表 3-1 に示す。

表 3-1 より条例の素案の名称は滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要項案である。募集期間は 29 日、公表方法はホームページ、提出方法は郵便・電子メール・ファックスとこの 3 点は典型的なパブリックコメントの形だと言える。

条例の意見数は全都道府県の中での最高の 22203 件もある。パブリックコメントの結果として 279 件の意見項目と 139 件の回答項目となっている。変更数は 12 箇所、都道府県の中で上位に入る。意見項目 279 件の中に条例に「県民政策コメント制度に関する意見」等、条例に直接関係のない意見項目が 39 件あり、その 39 件に対する回答が 14 回答項目あ

る。よって、条例に関係のある意見項目は 240 件、条例に関係のある回答項目は 125 件となる。

表 3-1 条例の実施状況

名称	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案
募集期間	2002/6/19 ~ 2002/7/18
	29日
募集から結果までの日数	63日
公表方法	ホームページ
提出方法	郵便
	電子メール
	ファックス
意見数	50411件 (22203件の意見・情報の提出があり、これを分類すると50411件の意見・情報)
意見項目(まとめ)	279件
回答項目(まとめ)	139件
条例に関係のない意見項目	39件
条例に関係のない回答項目	14件
条例に関係のある意見項目	279-39=240件
条例に関係のある回答項目	139-14=125件
変更数	12箇所

提出方法と意見数を表 3-2 に示す。

表 3-2 条例の提出方法による意見数

提出方法	件数(A)	有効件数(B)	(無効件数)(A) - (B)	県内件数(C)	県内比率(C)/(B)
書面	4,722	4,722	0	648	13.70%
ファクシミリ	6,216	6,216	0	810	13.00%
電子メール	11,265	9,935	1,330	601	6.10%
合計	22,203	20,873	1,330	2,059	9.90%

()無効はEメールの重複送信によるもの

提出方法が「書面」となっている。これは直接提出と郵便が合わさったものだと考えられる。このことから、提出方法で直接提出は明記されていないが可能だといえる。

県内比率の合計が 9.9%なので、県外からの意見が 90%もあることになる。

条例の意見・情報の内訳を表 3-3 に示す。

表 3-3 条例の意見・情報の内訳

項 目	意見数 (件)	構成比 (%)	意見 項目 (件)	回答 項目 (件)	変更 数 (個 所)
標題(条例名)	3	-	2	1	
前文	3	-	3	1	1
第1 目的	25	-	14	6	
第2 定義	18	-	2	2	
第3 県の責務	3	-	3	3	1
第4 レジャー利用者の責務	2	-	2	1	
第5 関係事業者の責務	4	-	3	2	1
第6 基本計画の策定	4	-	3	2	2
第7 広報、啓発等	9	-	6	4	
第8 県民等の活動の促進	3	-	2	2	
第9 施設の整備	210	0.4	7	4	1
第10 調査研究					
第11 琵琶湖レジャー利用監視員の設置	5	-	5	3	
第12 プレジャーボートの航行を規制する水域	530	1.1	34	21	2
第13 プレジャーボートの航行の禁止					2
第14 停止命令					2
第15 2サイクルの原動機の使用禁止	991	2.0	30	15	
第16 プレジャーボートの操船者の守るべき事項	140	0.3	13	5	
第17 環境配慮製品の開発等	42	0.1	9	2	
第18 環境配慮製品の使用					
第19 環境配慮製品の使用の促進					
第20 外来魚の再放流の禁止	48,141	95.5	93	48	
第21 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の設置	8	-	6	2	
第22 審議会の組織等					
第23 規則への委任					
第24 罰則	4	-	3	1	
その他のご意見・情報	266	0.5	39	14	
合 計	50,411	100.0	279	139	12

この表 3-3 から項目によって意見が 1 桁のものもあることがわかる。意見数が最も多いのは「外来魚の再放流の禁止」で 48141 件の意見数がある。次から多いのは、「2 サイクル原動機の使用禁止」991 件、「プレジャーボートの航行」530 件、「施設の整備」210 件、「プレジャーボートの操船者の守るべき事項」140 件となっており、利用者の利益に関する意見が多いと判断できる。また、「環境配慮製品」42 件、「目的」25 件、「定義」18 件あり、1 桁の件数の項目が 11 つとなっている。

変更に関しては、全文・県の責務・関係事業者の責務・基本計画の策定・施設の整備・プレジャーボートの航行を規制する水域・プレジャーボートの航行の禁止・停止命令において変更箇所がある。意見数の最も多かった「外来魚の再放流の禁止」48141 件(約 95.5%)があり、意見項目は 93 あったが変更はなかった。また、変更のあった全文・県の責務・関係事業者の責務・基本計画の策定については意見数が各 5 件(約 0%)以下となっている。

意見数が多くても変更がなく、意見数が少なくても変更があるということから変更する可能性の高い項目と変更する可能性の低い項目があるのかもしれない。

また、意見数がある項目に偏り、意見の少ない項目が出ていることから全体的には意見数があるが、項目別に見たときに、意見数不足であると言える。その原因は意見提出者が利害に関係する項目に集中して意見を提出することだと考えられる。

3-6-4 条例の変更への影響

表 3-4 条例の変更への影響

変更場所	意見	変更	回答のまとめ
第16 プレジャーボートの操船者の守るべき事項	改造艇については「自粛」ではなく「禁止」とし、罰則も設けるべきである。		改造艇の禁止、努力義務から遵守義務へ
	違法改造については、既に規制されているが、実際には守られておらず、厳しい対応が必要。		
	改造艇は禁止するべきである。一部ライダーのせいで、全体が規制されるのはおかしい。		
	違法改造艇は、事前審査による許可制や出艇場所で一艇一艇確認する等厳しく取り締まるべきである。		
	騒音防止という意味での改造禁止には同意するが、モータースポーツの観点から、改造全てを禁止することがないよう希望する。	×	騒音・燃料流出防止を努力義務から遵守義務へ
	陸上での空ぶかしについては、厳しく取り締まるべきである。		
	陸上での空ぶかしについては、努力規定ではなく禁止事項とするべきである。		
	陸上での空ぶかしについては、発着場所を設けて、防音壁等を整備して防止するべきである。	×	
	陸上での空ぶかしについて、機器の整備上の必要性を啓発してほしい。	×	
給油時の配慮についても努力規定ではなく、禁止事項とするべきである。			

条例の変更への影響を表 3-4 に示す。

複数の意見項目に対して回答として変更している。その中で変更と直接関係のない意見があり、それを×で示した。直接関係のない意見がある理由は、1つの回答項目に対してその場所に当たる意見が対応しているためである。意見の内容が変更の内容と同じ方向性なら、異なる方向性なら×とした。

3-6-5 条例の変更

琵琶湖レジャー条例の変更場所と変更内容と変更理由を表 3-5 に示す。

表 3-5 条例の変更場所、意見、変更内容、変更理由 1

変更場所 変更場所	意見		変更内容										変更理由				
	意見	意見の要望	変更内容	追加	修正	表現の変更	努力義務から除外する	対象から除外する	期間短縮	前文の追加	パブリックコメントの追加	長期的目標の追加	指摘のとおりと考えるため	規制趣旨に照らし除すことが適当と認められる	条例の背景を明らかにするため	条例の性格から必要と考える追加	各目について県の認識を修正
前文	本条例要綱案の目指している方向がわかりにくい。	わかりにくい	前文の追加														
	第1の条例の目的と各規制項目との関係がわかりにくい。	わかりにくい															
	条例要綱案の対象の範囲が広く、条例要綱案の位置づけが曖昧に感じられる。	わかりにくい															
第3 県の責務	沿岸市町のみがこの問題に取り組むのではなく、全市町村、県民全体における取り組みとすべきである。	対象を修正	「関係市町村」を「市町村」に修正														
第5 関係事業者の責務	レジャー利用者にマナーを徹底する上で、関係事業者の果たす役割は大きく、関係事業者がレジャー利用者に指導・啓発を行うことを条例上明記するべきである。	責務の内容の追加	関係事業者に情報提供の責務を追加														
第6 基本計画の策定	県の施策の策定や実施に当たって、県民の意見を聴き、施策に反映させることを県の責務として規定するべきである。	責務の内容の追加	基本計画でパブリックコメントを追加														
	県の施策策定に当たって、県民からの意見を聴くことを条例上明らかにするべきである。	規制の追加															
	基本計画は、県民参加ではなく県民主体で策定されるべきである。	その他															
	基本計画には「達成目標」も明記するべきである。	目標の追加	長期的な目標の追加														
第9 施設の整備	規制を行うよりも、県などの公共機関が施設などの利用環境を整備し、適正な利用を推進することが重要である。	言葉の修正	公共的施設の整備の趣旨を明確にした														
第12 プレジャーボートの航行を規制する水域	水鳥の繁殖地等野生生物の生息場所への影響を防止するための航行規制水域の設定も検討するべきである。	新たな規制	水鳥の生息地への配慮を追加														
	航行規制水域に鳥類や魚類の生息に重要な河口部分も含めるべきである。	新たな規制															

琵琶湖レジャー条例の変更場所と変更内容と変更理由を表 3-7 に示す。

表 3-6 条例の変更場所、意見、変更内容、変更理由 2

変更場所	意見		変更内容	変更内容										変更理由						
	意見	意見の要望		追加	修正	表現の変更	努力義務から遵守義務へ	対象から除外する	対象に入れる	期間短縮	前文の追加	ハブコメすること追加	長期的目標の追加	指摘のとおりと考え修正	趣旨を除外と考えより正確な記述とするため	条例の背景を明らかにするため	具体的にかけないから	条例の性格から必要と考え追加	各目づいての民認を踏まえ修正	
第12 プレ ジャー ボートの 航行を規制する水 域	水道取水施設やえり周辺についても、航行規制区域とするべきである。	規制強化	工作物のへの衝突等による燃料の流出防止義務と給油に適切な方法をとる義務を遵守義務に修正																	
	飲み水の安心の視点も考慮するべきである。	規制強化																		
第15 2サイク ルの原動 機の使用 禁止	特にヨットでは、その補機として小型の2サイクルエンジンを使用しているが、これは使用頻度が非常に少なく、これを使用禁止することは合理的ではない。	対象から除外	補助的機関の2サイクル原動機を禁止対象から除外																	
	琵琶湖は近畿の水瓶であり水質の保全是重要な課題であり早期の対応が望まれる	その他	施行期日を短くした																	
	水質への負荷に着目するのであれば、即刻禁止してしかるべきである。	その他																		
	経過措置の期間は、もっと短縮するべきである。	時期短縮																		
第16 プレ ジャー ボートの 操船者の 守るべき 事項	改造艇については「自粛」ではなく「禁止」とし、罰則も設けるべきである。	禁止	改造を加えたプレジャーボートの航行の禁止																	
	違法改造については、既に規制されているが、実際には守られておらず、厳しい対応が必要。	厳しく																		
	改造艇は禁止するべきである。一部ライダーのせいで、全体が規制されるのはおかしい。	禁止																		
	違法改造艇は、事前審査による許可制や出艇場所で一艇一艇確認する等厳しく取り締まるべきである。	厳しく																		
	陸上での空ぶかしについては、厳しく取り締まるべきである。	厳しく		騒音・燃料流出防止を努力義務から遵守義務へ																
	陸上での空ぶかしについては、努力規定ではなく禁止事項とするべきである。	禁止																		
給油時の配慮についても努力規定ではなく、禁止事項とするべきである。	禁止																			
合計				5	7	2	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	4

表 3-6、7 から変更内容と変更理由で関係があるかを見る。

表 3-6、7 の変更内容はインターネットに公表されていたものを筆者が簡潔にまとめた。また、変更理由についてはヒアリングによって A 氏が回答されたものを筆者が簡潔にまとめた。

- ・ 変更内容「関係市町村から市町村」「施設を公共的施設への表現の変更」という表現の変更があり、その理由は「県が見落としていた情報・考え方であり、かつ、修正が必要と判断」であった。
- ・ 変更内容「情報提供者に関係事業者に入れる」「水鳥の生息地への配慮を追加」という対象の追加があり、その理由は「条例の性格から必要と考え追加（これにより、条例の趣旨がより明確になる）」であった。また、「補助的機関の 2 サイクル原動機を禁止対象から除外」という対象から除外があり、その理由は「規制の趣旨に照らし除外することが適当と考えた」であった。
- ・ 「前文の追加」という変更内容に対しては「条例の背景を明らかにするため」という理由であった。
- ・ 「長期的目標の追加」という変更内容に対しては「具体的に書けてなかったから」という理由だった。
- ・ 「パブコメをすることを追加」という変更内容に対しては「県の姿勢を明らかにするため」という理由だった。
- ・ 変更内容「工作物のへの衝突等による燃料の流出防止義務と給油に適切な方法をとることが遵守義務に修正」「改造を加えたプレジャーボートの航行の禁止を遵守義務に修正」「騒音・燃料流出防止を努力義務から遵守義務へ修正」という努力義務から遵守義務への変更があり、理由は「各項目についての県民の認識を踏まえ修正」であった。
- ・ 変更内容「2 サイクル禁止の施行期日を短くすると修正」という期間短縮の変更があり、その理由は「各項目についての県民の認識を踏まえ修正」であった。

3-7 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画について

3-7-1 計画策定の背景

滋賀県で、平成14年10月に「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（以下）「条例」という」が制定された。

条例は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を目的として、各主体の責務や県の施策、必要な規制等を定めている。

また、第6条において、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るための施策を総合的に推進するための基本的な計画（基本計画）を策定することとされた。本計画は、この規定に基づき、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減のための施策とその推進方策について計画している。⁵⁾

3-7-2 計画の概要⁶⁾

第1 基本的な考え方

- 1 計画策定の目的：琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減のための施策とその推進方策についての計画とする。
- 2 計画の位置づけ：
 - 基本計画は、琵琶湖におけるレジャー利用の適正化の指針。
 - 基本計画は、他法令に基づく施策や既存施策も含めた、総合的な計画。
 - 基本計画は、「マザーレイク 21 計画」の一環とし、レジャーの面で琵琶湖の総合保全を図ることを目標とする。
- 3 計画期間：計画期間は平成 15 年度（2003 年度）から平成 19 年度（2007 年度）までの 5 年間とし、3 年後に見直しを行う。

第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状と課題

- 1 現状：（平成 14 年夏に実施した湖岸利用状況調査）
 - レジャー利用者 26,442 人・駐車車両 8,980 台・水上オートバイ 1,802 隻・ウィンドサーフィン 202 台・動力船 897 隻・釣り客 559 人・（7 月 28 日・8 月 4 日実施、ピーク時の利用状況）
- 2 課題：マナーの重要性を第一とするものの、新しいルールを提案していくこと

第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標

- 1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方
 - 琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからない利用であること
 - 地域住民の生活と生業にできる限り負荷がかからない利用であること
- 2 基本理念
 - 琵琶湖と人との共生（琵琶湖を健全な姿で次の世代に継承する。）
- 3 計画の目標
 - 琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立

第4 施策の基本方針

- 1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減を目指す。
- 2 琵琶湖において、環境負荷の少ないレジャー活動を推進する。
- 3 施策を多面的・総合的に推進する。

第5 施策展開の基本方向

- 1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策

[目標と施策]

静かな琵琶湖を目指す

- 1 琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による航行規制水域の設定
- 2 改造艇の航行禁止
- 3 不要な空ぶかしの禁止

清らかな琵琶湖を目指す

1 従来型の2サイクルエンジンの規制

2 ごみの投棄、放置対策

水鳥や魚など多様な生き物が生息する豊かな琵琶湖を目指す

1 琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制

2 外来魚の再放流の禁止

3 湖岸施設の管理規程等による規制

誰もが安心して楽しめる安全な琵琶湖を目指す

1 琵琶湖等水上安全条例による規制

2 迷惑駐車防止

2 適正なレジャー活動の促進のための施策

[目標と施策]

地域の人々と訪れる人々が共に納得して利用できる琵琶湖を目指す

1 地域協議会への支援

2 利用者のマナーの向上

多くの人々が集い憩う琵琶湖を目指す

1 公共的施設の整備

2 釣りの新しいルールの普及

3 環境配慮製品の普及促進

3 施策の総合的な推進

[施策]

1 広報啓発の推進

2 調査研究の推進

3 指導監視体制の整備

4 施策の推進体制の整備

5 小型船舶の湖面利用に関する税の創設

6 施策の効果測定・評価

3-7-3 計画の実施状況⁷⁾

計画の実施状況を表 3-7 に示す。

表 3-7 計画の実施状況

名称	(仮称)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(案)
募集期間	2003/6/18～2003/7/17
	29日
募集から結果までの日数	55日
公表方法	ホームページ
提出方法	郵便
	電子メール
	ファックス
意見数	637件 (県民等から384件の意見・情報の提出があり、これを項目別に分類すると673件の意見・情報)
意見項目(まとめ)	132件
回答項目(まとめ)	77件
計画に関係のない意見項目	34件
計画に関係のない回答項目	28件
計画に関係のある意見項目	132-34=98件
計画に関係のある回答項目	77-28=49件
変更数	8箇所

表 3-1 より

計画の素案の名称は(仮称)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(案)である。募集期間は29日、公表方法はホームページ、提出方法は郵便・電子メール・ファックスとこの3点は典型的なパブリックコメントの形だと言える。

条例の意見数は全都道府県の中での最高の22203件もある。パブリックコメントの結果として279件の意見項目と139件の回答項目となっている。変更数は12箇所、都道府県の中で上位に入る。

意見項目132件の中に計画に「条例の規制に関すること」等、計画に直接関係のない意見項目が34件あり、その34件に対する回答が28回答項目ある。よって、計画に関係のある意見項目は98件、計画に関係のある回答項目は49件となる。

提出方法と意見数を表 3-8 に示す。

表 3-8 計画の提出方法による意見数

提出方法	件数(A)	有効件数(B)	無効件数(A)-(B)	県内件数(C)	県内比率(C)/(B)
書面	5	5	-	2	40.00%
ファクシミリ	62	61	1	1	1.60%
電子メール	317	293	24	12	4.10%
合計	384	359	25	15	4.20%

無効件数は、同じ内容の重複送信によるもの

提出方法が「書面」となっている。これは直接提出と郵便が合わさったものだと考えられる。このことから、提出方法で直接提出は明記されていないが可能だということが言える。

県内比率の合計が 4.2%なので、県外からの意見が 90%もあることになる。計画の意見・情報の内訳を表 3-9 に示す。

表 3-9 計画の意見・情報の内訳

項目	意見数 (件)	構成比 (%)	意見項目 (件)	回答項目 (件)	変更箇所 (箇所)
基本計画全体に対するご意見・情報	6	1	6	2	
「第1 基本的な考え方」関係	1	0	1	1	
「第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状と課題」関係	9	1	6	4	
「第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標」	32	5	5	3	
「第4 施策の基本方針」	0	-	0	0	
「第5 施策展開の基本方向」	241	36	80	39	8
関連するその他の施策に関するご意見・情報	6	1	5	4	
条例の規定に関するご意見・情報	378	56	29	24	
合計	673	100	132	77	8

表 3-10 より意見数は 384 件、項目別にまとめると 673 件になる。それを行政が意見に答えるために意見を項目ごとにまとめると 132 の意見項目となっている。この 132 の意見項目には 77 の回答項目で回答している。

「意見数が最も多いのは条例の規定に関するご意見・情報」の 378 件であった。計画に直接関係のある項目では「第 5 施策展開の基本方向」の 241 件であり、その次に多いのが「第 3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標」の 32 件であった。それ以外は 1 桁となっており、「第 4 施策の基本方針」では 0 件となっている。「第 5 施策展開の基本方向」は具体的な施策に関することが示されているので、意見提出者の目が向きやすく、利害に関係することから意見数が多くなったと考えられる。

変更に関しては意見項目と回答項目が最も多い「第 5 施策展開の基本方向」のみに対して、8 箇所変更しており、意見数と変更数が関係しているように見える。

しかし、ヒアリングによって、「第 4 施策の基本方針」について意見がほしかった。」ということ聞いたので、施策の基本方針については意見数が多くなくとも、変更があったかもしれない。また、計画でも意見数がある項目に偏り、意見の少ない項目が出ていることから全体的には意見数があるが、項目別に見たときに、意見数不足であると言える。その原因は意見提出者が利害に関係する項目に集中して意見を提出することだと考えられる。

3-7-5 計画の変更

計画の変更場所、変更内容、変更理由1を表3-10に示す。

表 3-10 計画の変更場所、変更内容、変更理由1

変更場所 (小項目)	意見		変更内容				変更理由			
	意見	意見の要望	変更内容	追加	修正	表現の変更	対象に入れる	具体的内容に変更	記述が単あたためより正確に改めた	事実を見逃していたから
琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による航行規制水域の設定	・航行規制水域を明示するブイの数が少ないため注意しないと気付かない。	ブイの数が少ない	ブイや湖岸の看板を設置することを追加							
	・監視船等がない時間帯には、規制区域内で違反行為が繰り返されている。	取り締まりをしてほしい	指導監視活動を行うことを追加							
	・今回の航行規制、マナーズブックの400m、水上安全条例による7ノット規制の300mと類似の規制が混在しており、実効性の視点から、統一すべきである。	航行規制を統一してほしい	規則やマナーについての広報を追加							
従来型の2サイクルエンジンの規制	・原文では「2サイクルエンジンは構造上水質に与える影響が大きい」となっているが、実際には4サイクルエンジンの環境負荷が低減されていることによる規制であり、表現を改めるべき。	言葉の修正	2サイクルエンジンの表現を修正							
ごみの投棄、放置対策	・ゴミの放置について、もっと厳しい罰則を設け取り締まるべき。	厳しく	ごみ散乱防止の取り締まりをすと修正							
地域協議会への支援	・「地域協議会」には、必ず利用者代表や業界関係者が参画するようにされたい。	参加対象を増やす	地域協議会に関係事業者を含めた							
	・ローカルルールは、住民・水域管理者・水面利用者が合意の元につくり、守らせるルールではなく守れるルールとすべきである。	その他								

計画の変更場所、変更内容、変更理由 2 を表 3-11 に示す。

表 3-11 計画の変更場所、変更内容、変更理由 2

変更場所 (小項目)	意見		変更内容					変更理由			
	意見	意見の要望	変更内容	追加	修正	表現の変更	対象に入れる 具体的な内容に変更	具体的に書けていなかったから	記述が単あたため、より正確に記述改めた	事実を見逃していたから	
環境配慮製品の普及促進	・ワームに含まれるフタル酸ジエチルヘキシルについて環境省の検討会では2002年6月14日「(人健康影響(ほ乳類)について)明らかな内分泌攪乱作用は認められなかった」としている。こうした最新の知見を踏まえるとワーム問題は環境ホルモン問題としてではなく単純なゴミ問題として扱うべきで、環境ホルモンに触れる妥当性はない。	言葉の修正	環境ホルモンから環境配慮へ修正								
効果測定の具体例	・(釣りルールの普及)行政側からの一方的な広報・啓発だけではなく、行政側と釣り人が話し合うシンポジウムなど議論の場を設けることを明記すべきである。	シンポジウムの追加	シンポジウムの実施すると修正								
	・「県外からの利用者が多く、琵琶湖での規制やその状況が伝わりにくい面」とあるが、これは県外に限らず、その情報の伝え方、啓発の仕方に課題がある。例えば、看板の文面でも利用者がよりイメージしやすい内容とすべきである。また、規制の必要性等を理解してもらうため琵琶湖の特性や琵琶湖に生息する生き物の生態、漁業の特性などの情報を提供し、なぜ規制が必要か理解してもらう必要がある。	情報の伝え方を修正									
	・単にルールの内容の広報とすることなく、自然の素晴らしさ、琵琶湖の特性(生き物・漁業・景観等)について、少しでも多くの人に知ってもらうことが重要であり、あらゆるメディアや機会を通じて広報することが必要。	情報の伝え方を修正									
	・「リリース禁止規制等の規制は、全国的にも例のない取り組みであり、その効果や成果を科学的かつ確実に把握し、今後の施策を立案するための調査を行います」と書いているにもかかわらず、「効果測定の具体例」として「釣り人により回収ボックス等に入れられた外来魚の量」となっており、これが「効果や成果を科学的かつ確実に」把握する方法かどうか理解しかねる。「効果や成果を科学的かつ確実に把握」する方法を具体的に記述すべき。	具体的に記述すること									
			合計	3	5	2	5	1	6	1	1

表 3-10、11 の変更内容はインターネットに公表されていたものを筆者が簡潔にまとめた

た。また、変更理由についてはヒアリングによって A 氏が回答されたものを筆者が簡潔にまとめた。

表 3-10、11 より計画に関係する項目で意見数の最も多かった「第 5 施策展開の基本方向」に対して、すべての変更数の 8 箇所を変更している。8 箇所の変更でも 3 箇所は表 3-10 より条例による航行水域の設定に関することだった。

- ・変更内容「ワームに含まれるフタル酸ジエチルヘキシルには環境に負荷はないと修正」「4 サイクルと 2 サイクルについて適切な表現にする」という表現の変更があり、その理由は「記述が簡単であったため、より正確な記述に改めた」と「事実を見逃していた」であった。
- ・変更内容「ブイの数と看板を増やす」「指導監視活動を行うことを追加」「規則やマナーについての広報を追加」「シンポジウムの実施すると修正」「ごみの放置について厳しく取り締まると修正」と行動を起こすという変更があり、その理由は「具体的に書けていなかったから」であった。

3-8 条例と計画の変更の比較

条例と計画の実施状況を表 3-12 に示す。

表 3-12 条例と計画の実施状況

名称	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案	(仮称)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(案)
募集期間	2002/6/19 ~ 2002/7/18	2003/6/18 ~ 2003/7/17
	29日	29日
募集から結果までの日数	63日	55日
公表方法	ホームページ	ホームページ
提出方法	郵便	郵便
	電子メール	電子メール
	ファックス	ファックス
意見数	50411件 (22203件の意見・情報の提出があり、これを分類すると50411件の意見・情報)	637件 (県民等から384件の意見・情報の提出があり、これを項目別に分類すると673件の意見・情報)
意見項目(まとめ)	279件	132件
回答項目(まとめ)	139件	77件
施策に関係のない意見項目	39件	34件
施策に関係のない回答項目	14件	28件
施策に関係のある意見項目	279-39=240件	132-34=98件
施策に関係のある回答項目	139-14=125件	77-28=49件
変更数	12箇所	8箇所

条例と計画では公表期間、公表方法等が同じで、大きく違うのは意見数である。

条例の方が意見数が多いのは条例の方が先にパブリックコメントを行い、かつ条例であるからだと考えられる。意見内容が外来魚に関することばかりであったので、条例が先にパブリックコメントを行ったからだとも考えられる。また、規制は条例で決められるので、

条例の方が意見数が多いとも考えられる。

提出方法による意見数を表 3-13 に示す。

表 3-13 条例と計画の提出方法による意見数

条例					
提出方法	件数 (A)	有効件数 (B)	無効件数(A) - (B)	県内件数 (C)	県内比率(C) / (B)
書面	4,722	4,722	0	648	13.70%
F A X	6,216	6,216	0	810	13.00%
Eメール	11,265	9,935	1,330	601	6.10%
合計	22,203	20,873	1,330	2,059	9.90%

() 無効はEメールの重複送信によるもの

計画					
提出方法	件数 (A)	有効件数 (B)	無効件数(A) - (B)	県内件数 (C)	県内比率(C) / (B)
書 面	5	5	-	2	40.00%
F A X	62	61	1	1	1.60%
Eメール	317	293	24	12	4.10%
合 計	384	359	25	15	4.20%

無効件数は、同じ内容の重複送信によるもの

計画の書面の40%が一番高いが、件数が5件なので比較はできない。

合計で見ると、条例・計画とも90%以上が県外からの意見数である。計画の方が県外の比率は少し高くなっている。

3-8-1 条例と計画の変更場所の比較

条例と計画の場所の分類について

条例は、規制するか規制しないかの問題なので、「規制」に関する案しかない。

計画は、これからの方策について述べるものなので、目次から「県の認識」「事実」「県の認識・考え方」「具体的なこと」の4つに分けられる。

「第1 基本的な考え方」は「県の認識」

「第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状と課題」は「事実」

「第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標」「第4 施策の基本方針」は「県の認識・考え方」

「第5 施策展開の基本方向」は「具体的なこと」

と分けられる。

しかし、この計画では「第5 施策展開の基本方向」にしか変更がないので、条例では「規制」に関する変更、計画は「具体的なこと」に関する変更となった。

琵琶湖レジャーの条例・計画での条例と計画の変更場所の違いは、規制、具体的なこととなった。

3-8-2 条例と計画の変更理由の比較

条例と計画の変更内容と変更理由の比較を表 3-14 に示す。

表 3-14 条例と計画の変更内容と変更理由の比較

条例

変更内容	変更理由	変更数 (個)
関係市町村を市町村に変更	表現の変更	指摘のとおりと考え修正
施設から公共的施設へ変更		より正確な記述とするため
補助的機関の2サイクル原動機を禁止対象から除外	対象から除外する	規制の趣旨に照らし除外することが適当と考えた
前文の追加	前文の追加	条例の背景を明らかにするため
基本的計画に長期的目標の追加	長期的目標の追加	具体的にかけていなかったから
情報提供者に関係事業者を入れると変更	対象に入れる	
水鳥の生息地への配慮を追加	パブコメすることを追加	条例の性格から必要と考え追加
基本計画でパブコメすることを追加		
工作物のへの衝突等による燃料の流出防止義務と給油に適切な方法をとることが遵守義務に修	努力義務から遵守義務へ	各項目についての県民の認識を踏まえ修正
改造を加えたプレジャーボートの航行の禁止を遵守義務に修正		
騒音・燃料流出防止を努力義務から遵守義務へ		
2サイクル禁止の施行期日を短くすると修正	期間を短縮する	

計画

変更内容	変更理由	変更数 (個)
4サイクルと2サイクルについて適切な表現に修	表現の変更	より正確な記述とするため
ワームに含まれるフタル酸ジエチルヘキシルには環境に負荷はないと修正		情報を見落とししていたため
地域協議会に関係事業者を含めることを追加	対象に入れる	具体的に書けていなかったから
ブイの数と看板を増やすことを追加	具体的な内容に変更	
指導監視活動を行うことを追加		
規則やマナーについての広報を追加		
シンポジウムの実施すると修正		
ごみの放置について厳しく取り締まると修正		

- ・ 変更内容について条例と計画とともに、条例では「関係市町村から市町村、施設から公共的施設」。計画では「ワームに含まれるフタル酸ジエチルヘキシルには環境に負荷はないと修正」「4サイクルと2サイクルについて適切な表現にする」という「表現の変更」が2箇所づつ見られた。また、変更内容について、条例では「情報提供を対象に入れる」、「2サイクルの補助的機関を規制対象から除外する」、計画では「地域協議会に関係事業者も対象に入れる」というようになっており、「対象」の変更についても条例と計画でも見られるということがわかる。
- ・ 条例の特徴は「燃料の流出防止を努力義務から遵守義務へ」と「2サイクル禁止の施行期間を短縮する」というような規制に関する内容が変更されていることである。その変更理由は「各項目についての県民の認識を踏まえ修正」というものである。
- ・ 計画の特徴は「ブイ、看板を増やす。監視活動を行う。広報。シンポジウム。取り締まり等の行動を起こす」というような具体的な施策に関する内容が変更されていることで

ある。その変更理由は「具体的に書けてなかったから」であった。

- ・ 条例は規制について書かれている施策であり、計画は具体的な行動について書かれているため、上記の特徴は納得がいく。条例と計画の変更の違いは条例と計画の施策内容の違いによるものだとわかった。

3-9 まとめ

3-9-1 琵琶湖レジャーの実施状況のまとめ

レジャー条例・計画は募集期間、公表方法、提出方法の3点は典型的なパブリックコメントの形で、意見数・変更数ともに、全都道府県の中での高い位置にある。

レジャー条例については外来魚の再放流の禁止に関する意見が飛びぬけて多く、2サイクル原動機、プレジャーボート、施策の整備とレジャー利用者の利害に関する意見が多かった。それに対し、利害以外に関する項目に対しては意見数がごくわずかであった。しかし、意見数の多かった外来魚の来放流の禁止に関する項目では変更はなかった。レジャー利用者の利害に関する項目でもプレジャーボートと施策の整備に対しては変更があった。また、意見は少なくとも利害以外に関する項目に対しても変更があった。利害に関する項目と利害以外に関する項目とでは意見数に大きな差があるものの変更数においてはあまり違いはなかった。

レジャー計画については具体的な施策に関する意見が多く、それ以外の計画の考え方・課題と問題・目標・基本方針・基本方向に関する意見はごくわずかであった。変更箇所はレジャー計画では具体的な施策に関する変更のみであった。それに、計画のヒアリングによって、「第4 施策の基本方針」について意見がほしかった。変更があるかもしれない項目だった。」ということ聞いたので、施策の基本方針については意件数が多くなくとも、変更があったかもしれない。

以上のような理由で変更の有る無しは施策の項目によって異なり、項目によっては変更しやすい項目があると考えられる。条例ではレジャー利用者の利害に関する項目の変更はしにくく、利害以外に関する項目は変更がしやすいと考えられる。また、計画では具体的な施策では変更しやすいと考えられ、施策の基本方針については変更の可能性が高いと考えられる。

以上のことから、レジャー利用者の利害に関する意見が反対意見を多く含み、変更がなかったことから、条例の方針に合うような意見で変更の可能性が高かったと考えられる。

また、レジャー利用者の利害に関係のない項目に対しては意見数が少なくとも、変更があったので、そのような項目に意見を出せば、変更があると考えられる。具体的な施策だけに目を向けずに他の項目、とくに、施策の基本方針についての意見で変更の可能性が高かったと考えられる。

3-9-2 琵琶湖レジャーにおける意見が素案に与える影響

変更内容について条例と計画とともに、条例では「関係市町村から市町村、施設から公共的施設」。計画では「ワームに含まれるフタル酸ジエチルヘキシルには環境に負荷はないと修正」「4 サイクルと 2 サイクルについて適切な表現にする」という「表現の変更」が 2 箇所づつ見られた。また、変更内容について、条例では「情報提供を対象に入れる」、「2 サイクルの補助的機関を規制対象から除外する」、計画では「地域協議会に関係事業者も対象に入れる」というようになっており、「対象」の変更についても条例と計画でも見られるということがわかる。

条例の特徴は「燃料の流出防止を努力義務から遵守義務へ」と「2 サイクル禁止の施行期間を短縮する」というような規制に関する内容が変更されていることである。その変更理由は「各項目についての県民の認識を踏まえ修正」というものである。

計画の特徴は「ブイ、看板を増やす。監視活動を行う。広報。シンポジウム。取り締まり等の行動を起こす」というような具体的な施策に関する内容が変更されていることである。その変更理由は「具体的に書けてなかったから」となっている。

条例は規制について書かれている施策であり、計画は具体的な行動について書かれているため、上記の特徴は納得がいく。条例と計画の変更の違いは条例と計画の施策内容の違いによるものだとわかった。

以上のように、意見が素案に与える影響は施策の「表現の変更」「対象の変更」が挙げられ、条例に対しては「規制」に関する変更、計画に対しては「具体的な行動」に関する変更が挙げられる。

《参考文献》

- 1) 琵琶湖におけるレジャー利用の提言(本文) (平成 14 年 3 月 20 日)
http://www.pref.shiga.jp/d/shizenhogo/tekisei/pdf/teigen_main.pdf
- 2) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案の修正：
<http://www.pref.shiga.jp/public/tekisei-riyo/shusei.pdf>
- 3) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案のあらまし：
<http://www.pref.shiga.jp/d/shizenhogo/tekisei/index.htm>
- 4) 県民政策コメント制度に基づき滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方
<http://www.pref.shiga.jp/public/tekisei-riyo/>
- 5) (仮称)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(案) 第 1 基本的な考え方：
<http://www.pref.shiga.jp/public/leisure/1.pdf>
- 6) (仮称)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(案) = 概要版 =
<http://www.pref.shiga.jp/public/leisure/gaiyou.html>
- 7) 滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、(仮称)琵琶湖レジャー利用適

正化基本計画（案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

<http://www.pref.shiga.jp/public/leisure-kekka/01.htm>

第四章 結論

4-1 本研究の結論

4-1-1 都道府県におけるパブリックコメントの実施状況

都道府県におけるパブリックコメントの実施状況で募集期間、意見数、変更数、提出方法、公表方法、回答の対応を示すものを把握した。

1) 募集期間

募集期間の平均は28.1日の約1ヶ月、標準偏差は7.5というバラツキとなっている。

募集期間を1週間ごとに分け、最も多かったのは28日以上35日未満であり、全募集期間の案件数の約60%を占める。他に多いので目立つのは14日以上21日未満の17%、14日以上21日未満の13%となっている。

また、1日ごとに分けると、29日、30日、31日が多く、この3日を合わせると全募集期間の案件数の約50%を占めることから、約1ヶ月が最も案件数が多かったことになる。また、14日(2週間)、20日(はつか)、21日(3週間)も多く、一部の都道府県の影響が強かった。

募集期間は系統別、条例・計画等別はあまり関係なく、都道府県別の影響を受けていると言える。しかし、都道府県に関係なく、案件によって募集期間が異なるものも見られる。

29日以上・29日以上32日未満の割合がもっとも多い設定は「少なくとも1ヶ月以上」であった。しかし、その設定の中でも一部の都道府県が傾向と異なる割合を示しているの、個々の都道府県の特質も認められる。

2) 意見数

意見数の平均は126.5件となっており、標準偏差は1557.4となっている。平均は126.5件と多いが、標準偏差が1557.4というバラツキとなっているので、意見数は特に意見数の多い案件がある。意見数を50件ごとに分け、最も多かったのは1件以上51件未満であり、全意見数の案件数の約60%を占める。他に多いので目立つのは0件の約10%となっている。

意見数は0件が飛びぬけて多く、5件ごとに意見数がなだらかに少なくなっていくということがわかった。

また、意見数は系統別、条例・計画等別はあまり関係なく、都道府県別の影響を受けていると言える。しかし、都道府県別に関係なく、案件によって意見数が特に多いものも見られる。

3) 変更数

変更数の平均は2.6件となっており、標準偏差は6.7となっている。平均は2.6件なのに対し、標準偏差は6.7という平均より多いバラツキとなっている。

変更数を5箇所ごとに分け、最も多かったのは最も多かったのは0箇所であり、全変更数の案件数の約60%を占める。他に多いので目立つのは1箇所以上6箇所未満の25%となっている。6箇所以上10箇所未満(7%)から急激に少なくなっている。

1箇所ごとに見ると、0箇所が飛びぬけて多く、約60%を占める。1箇所は9%、2箇所は8%、3箇所から3%以下と半減している。後はなだらかに少なくなっていく。

また、変更数は系統別、条例・計画等別はあまり関係なく、都道府県別の影響を受けていると言える。しかし、都道府県別に関係なく、案件によって変更数が異なることが見られる。

4) 公表方法

ホームページに84%の案件が示しているが、窓口配布については57%と低い。この情報はホームページにより収集したので、ホームページは100%のはずなのだが、84%となっている。ホームページで公表しているが記載していない案件は16%あることから、窓口配布やその他の公表方法も公表はしているが、記載していない案件があると予想される。

また、窓口配布は三重県の2つの案件を除き、ホームページへの掲載を明記している案件に明記されていることから、窓口配布よりホームページに掲載することの方が重要だと考えている案件が多いということが考えられる。

5) 提出方法

郵便、電子メールともに90%の案件が示しており、ファクシミリについては、88%となっている。直接提出は1%とごくわずかであった。

郵便を明記している案件にはすべて、電子メールも明記されている。また、ファクシミリも郵便、電子メールと共に明記されていることが多かった。

6) 回答を示すものをもつ案件

回答の対応を示す案件は18%あった。回答の対応を示す方法としては2種類に分けられる。6件あった修正した個所のみに対応を示すものと記載済み、修正、参考、その他等に対応全般に対して示すものが104件ある。

結果を公表している34の都道府県の中で大阪府と滋賀県の2の都道府県が修正した個所を修正前・修正後で表現している案件を持ち、また、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県、島根県、宮崎県、徳島県、三重県、愛媛県の10の都道府県が意見に対する回答を「記載済み、修正、参考、その他」などで表現をしている案件を持つ。特に、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県は修正の表現をしている案件が10件以上あり、回答を示すものをもつ案件の割合も半数以上となっているので、今後も修正を表現する可能性が高いと考えられる。

7) 募集期間と意見数の相関

募集期間と意見数をともに公表している 697 の案件に対しての相関関係を見る。

相関係数は約 0.02 となり、相関があるとは考えられないので、募集期間と意見数は関係がないと言える。

しかし、募集期間が 10 日付近では意見数が少なく、60 日以上の分布から募集期間が長くても意見数が多くなるとは言えない。このことから募集期間は 10 日以上で、60 日以下等の長すぎない期間が適切かと考えられる。

8) 意見数と変更数の相関

意見数と変更数をともに公表している 713 の案件に対しての相関関係を見る。

相関係数は約 0.07 となり、相関があるとは考えられないので、変更数と意見数は関係がないと言える。

しかし、意見数の多さに関わらず変更数が 10 個所以下である案件がほとんどを占める。案件の変更数は意見数と関係なく、案件本来が変更数の限度を持っているのかもしれない。

4-1-2 琵琶湖レジャーにおける意見が素案に与える影響

まず、琵琶湖レジャーのパブリックコメントにおける基本的に内容に関わる修正は、「意見が提出されたから変更したのであって、意見が出なければ変更はしなかった」とヒアリングで確認を取った。

レジャー条例・計画について、インターネットによる変更内容と変更箇所とヒアリングによる変更内容の変更理由の結果から次のようなことがわかった。

- 1) レジャー条例・計画で共通する点： 行政が見落としていた事実や情報の確認 より具体的に記述を行うことにより記述内容を、分かりやすくしたり、正確な内容とする

行政が見落としていた事実や情報の確認：

変更理由：「事実や情報を見落としていた、わかりやすくするため、記述が簡単であったためより正確な記述に改めた」

変更内容：条例「関係市町村から市町村」「施設を公共的施設への表現の変更」

計画「ワームに含まれるフタル酸ジエチルヘキシルには環境に負荷はないと修正」「4 サイクルと 2 サイクルについて適切な表現にする」

等という表現の変更を行うこと。

より具体的に記述を行うことにより記述内容を、分かりやすくしたり、正確な内容とする：

変更理由：「具体的に書いてなかったから」

変更内容：条例「関係事業者に情報提供の責務を追加」

計画「地域協議会に関係事業者を含める」等という対象の変更を行うこと

2) レジャー条例の特徴： 条例は県の施策の最も基本となる項目であることから、レジャー条例では県の姿勢や条例の目的を明確にするためや、分かりやすくするための修正が行われている

条例は県の施策の最も基本となる項目であることから、レジャー条例では県の姿勢や条例の目的を明確にするためや、分かりやすくするための修正が行われている：

変更理由：「県の姿勢や条例の目的をはっきりさせるため」

変更内容；「基本計画でパブコメすることを追加」「水鳥の生息地への配慮を追加」

3) レジャー計画の特徴： レジャー計画は、条例に基づく施策の実施計画の位置づけがあることから、記述の内容をより具体的に修正が行われている

レジャー計画は、条例に基づく施策の実施計画の位置づけがあることから、記述の内容をより具体的に修正が行われている

変更理由：「計画の性格から必要と考え追加」

変更内容：「ブイの数と看板を増やす」「指導監視活動を行うことを追加」「規則やマナーについての広報を追加」「シンポジウムの実施すると修正」「ごみの放置について厳しく取り締まると修正」

4-2 本研究の考察

実施状況により、意見数が少ないということがわかった。意見数が多ければパブリックコメントはいいものだと断定できないが、意見数がなければ変更もなされないため、ある程度の意見数は必要だと言える。そのため、意見数が増えるための提案を述べる。

意見数と募集期間の関係により、募集期間は 10 日以上 60 日未満がよいと考えられる。また、募集期間を約 1 ヶ月にするならば、都道府県のパブリックコメントの要綱・指針で募集期間の設定を「少なくとも 1 ヶ月以上」とするのがよいと考えられる。

全体的な意見数が多くと琵琶湖レジャー条例の案件のように項目別に見ると、意見数が少ない項目がある。そのような項目に関しては意見不足と言える。それは、パブリックコメントの意見は住民に募集することから意見の種類は意見提出者の利害に関する意見が多いからだと推測する。そのため、意見の少ない項目に意見を提出してもらうには、専門家や大学機関の先生等、その案件の内容に詳しい人に特別周知を行うのがよいと考えられる。

琵琶湖レジャー条例・計画に関しては、県外からの意見が 90%以上を占めていた。そのことから、パブリックコメントの意見を求めようとするならば、パブリックコメントの要綱・指針の設定において、「県内」と限定せずに、また、「県内等」より「県内外問わず」にしたほうがよいと考えられる。

4-3 本研究における今後の課題

- ・自治体のパブリックコメントについて調査をしていないので、調査して、都道府県のパブリックコメントの位置づけを正確にすること。
- ・意見が素案に与える影響を知るためにもっと多くの対象を詳しく見る必要がある。その際、レジャー条例・計画のように中身の項目に意見数の偏りが少ないものを見る必要がある。
- ・素案の公表程度について、本研究では全都道府県の素案の公表程度が把握できていないので、素案の公表程度による「実施状況」と「意見が素案に与える影響」の違いが不明である。公表程度による変更の違いがあると予想でき、公表程度によってパブリックコメントの役割も変わってくると予想している。
- ・実施状況について、募集期間、意見数、変更数等は都道府県別に違いがあるとわかったが、なぜ、都道府県別に傾向がでるのかが不明である。課題としてはその理由を知り、意見が出やすいような仕組みを作る必要がある。
- ・実施状況について、パブリックコメントの意見数と募集期間の相関などを調べ、相関はないとわかったが、意見数の多さは琵琶湖レジャーのように、案件の着目度の高さだと思える。そのことを考えると意見数と着目度の相関が知りたいが、着目度が調査できないという課題が残る。
- ・実施状況について、公表方法、提出方法を調査したが、調査方法がインターネットのみであったため、インターネットで公表していないものが分からないので、実際に公表方法、提出方法が意見数に影響を与えているかが不明である。
- ・都道府県における実施状況と琵琶湖レジャーの実施状況と影響と見ていくうちに、意見数が都道府県で一番多かった琵琶湖レジャーにも意見が不十分であるとわかった。その理由は意見がある項目に集中して提出されており、意見数が少ない項目があったからである。
パブリックコメントの問題の一つである意見数が少ないという問題は琵琶湖レジャーの場合にも存在した。
- ・審議会とパブリックコメントの位置づけが不明なので、なぜ、レジャー条例・計画で最終段階にしたのかわからないため、行政にとってのパブリックコメントのねらいが不明であること。
- ・意見数が多いとパブリックコメントがよいとは言えないため、どの案件がいいとは実施状況から言えない。